

第六次開成町総合計画 基本計画素案

令和6年8月
開成町企画政策課

施策1-1

こども・子育て

現 況

- 令和5年(2023年)1月1日現在の年少人口(0歳～14歳)は2,702人で、全人口に占める割合は14.6%となっており、神奈川県全体(11.6%)や全国の平均(11.6%)と比較して年少人口の割合が高くなっています。
- 開成町は、転入超過(転入者数から転出者数を差し引いた数)が継続しておりますが、特に子育て世帯の転入が多くなっています。
- 子育てを取り巻く環境の変化を背景に、子育てに対して不安感や孤立感を抱える保護者が増加しており、こどもの健康な発育や発達にさまざまな問題を引き起こす一因となっています。
- こどもや妊産婦、子育て世帯を包括的に支援する拠点である「こども家庭センター」を令和6年度(2024年度)に開設し、妊娠期から子育て期における不安に寄り添った支援を行っています。
- 女性の就業率の上昇などを背景に、保育所や学童保育の利用希望者が増加し、さらに保育ニーズが多様化しています。

課 題

- 複雑化した課題を抱えた世帯が増加しているため、長期に渡り伴走支援していく体制が必要となっています。また、相談内容が多岐に渡るため、相談事業の充実を図るとともに、関係機関と連携した支援を行う必要があります。
- 保育所や学童保育の利用希望者が増加していることから、子育てと就労の両立を支援するため、保育の受け皿を確保する必要があります。
- 共働き世帯の増加などにより、子育て世帯を取り巻く環境は変化しており、こどもたちが放課後に安心して過ごせる居場所をつくる必要があります。
- 家族形態の多様化、地域のつながりの希薄化などにより子育て家庭の孤立や負担感の増大を招き、家庭や地域の養育力の低下が顕著になっているため、保護者や地域の「こどもを育てる力」を向上させることが必要となっています。

方 針

- 1 妊娠期から子育て期の環境に応じたきめ細かな支援を通じて、こどもと保護者の心身の健康を守ります。
- 2 こどもの成長段階や保護者のライフステージに応じた切れ目のない支援を通じて、安心して子育てすることができる環境をつくります。
- 3 子育てと就労の両立を支援するため、保育サービスや放課後児童対策の充実を図ります。
- 4 行政・地域・関係機関の連携を強化し、地域全体で子育てに温かい環境を築きます。

詳細施策

① 母子保健の充実

目 標

1 現在の支援体制が維持された状態

母子保健事業の体制や支援にあたる専門職の配置を維持します。

2 子育てについて、解決する力が高まった状態

情報元の提供、情報交換できる場の確保、保護者同士の繋がれる機会、健康教育を受ける機会を提供します。

目標値

指 標	基準値	目標値
産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合(3～4か月児健康診査問診票)	91.7% (2023 年度)	92.0% (2028 年度)
3歳児健康診査の受診率	100% (2023 年度)	100% (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するため、こども家庭センターの母子保健機能に従事する保健師・助産師等の人材を確保し、体制を維持します。
- ◇ 妊娠期から乳幼児期にかけて妊婦や乳幼児の健康管理、疾病の早期発見を目的に、妊婦・乳幼児に対する健診・歯科健診を実施します。
- ◇ 産後も安心して子育てができる支援体制(産後ケア事業)の確保、拡充をしていきます。
- ◇ 妊娠、出産、子育てに関して学ぶ機会を増やすとともに、保護者同士で情報交換ができる機会を増やします。
- ◇ 保護者の利便性のためのデジタル化を進めます。
- ◇ 5歳児健診をはじめとする、就学前の早期療育相談支援体制を整備します。

《優先度》

★★★
★★★
★★☆
★★☆
★★☆
★★☆

主管課

こども課

詳細施策

② 子育て支援の充実

目 標

1 安心して子育てができる状態。

地域の子育て支援の場と連携し、親育ち・子育ての学び、相談交流の場を充実させます。

2 地域で育児を助け合っていくことができる状態。

子育てを支える関係団体等のネットワークを強化します。

目標値

指 標	基準値	目標値
開成町駅前子育て支援センターの利用者数	11,259 人 (2023 年度)	12,000 人 (2028 年度)
ファミリー・サポート・センターのまかせて会員数	50 人 (2023 年度)	65人 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

《優先度》

- ◇ 利用者(おねがい会員)の多種多様なニーズに応じた提供会員(まかせて会員)を確保し、地域での子育て相互援助活動がより活発に行われるよう、ファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。 ★★★
- ◇ 親子の交流や子育ての情報交換、育児相談の充実を図るほか、地域との交流の機会をつくるなど、地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等)の充実を図ります。 ★★★
- ◇ 近隣市町と連携した病児保育事業を実施し、こどもの健康を守りながら、保護者の子育てと就労の両立を支援します。 ★★☆
- ◇ こども医療費やひとり親家庭等の医療費を助成し、こどもの健やかな成長を支援するとともに、子育て世代の経済的負担を軽減します。 ★★☆
- ◇ 地域における児童の居場所づくりやさまざまな交流の創出を図り、こどもの健やかな成長を支えます。 ★★☆
- ◇ 「こども誰でも通園制度」を地域資源として整備し、未就園児等の育ちを支え、孤立した育児を防ぎます。 ★★☆
- ◇ 全てのこどもの権利が尊重され、健やかに成長できる地域社会づくりをめざした「こども計画」の策定を検討します。 ★★☆

主管課

こども課

詳細施策

③ 保育環境の充実

目 標

1 働きながら子育てができる環境が整った状態

子育てと就労の両立を支援するとともに、多様な子育てニーズに対応するため、保育サービスや放課後児童対策の充実を図ります。

目標値

指 標	基準値	目標値
保育所待機児童数(4月1日現在)	0人 (2023 年度)	0人を維持 (2028 年度)
放課後児童クラブ待機児童数(4月1日現在)	0人 (2023 年度)	0人を維持 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 子育てと就労の両立を支援するため、待機児童が発生しないように、保育所や学童保育の保育サービスを適切に提供します。
- ◇ 保育所の利用希望者の増加に対応するため、保育所定員の弾力化や保育所等の広域利用調整を実施するほか、小規模保育所などの地域型保育事業の活用を検討します。
- ◇ 預かり施設や保育の質の向上を図るため、国・県の補助金を活用しながら保育所など民間施設の適切な運営を支援します。
- ◇ 利用者のニーズを踏まえた学童保育の充実を図ります。

《優先度》

- ★★★
- ★★☆
- ★★☆
- ★★☆

主管課

こども課

詳細施策

④ 相談支援体制の充実

目 標

- 1 複雑多岐に渡る相談ニーズが充足された状態
相談できる機会を増やします。相談までの待ち時間の短縮をします。

目標値

指 標	基準値	目標値
こども家庭センターにおける専門職の配置数	こども家庭センター型 0か所 (2023 年度)	こども家庭センター型 1か所 9～10人 (2028 年度)

主な取組、優先度

- | | |
|--|-------|
| 《主な取組》 | 《優先度》 |
| ◇ こども家庭センターの相談支援体制の維持・強化を図るため、専門職の計画的な人材確保を図ります。 | ★★★ |
| ◇ 困難を抱える家庭(生活困窮家庭・ひとり親家庭・障がいや病気をもつ保護者のいる家庭・障がいや病気をもつ子を育てる家庭・虐待や困難を抱える家庭等)に対する支援を充実します。 | ★★★ |
| ◇ 誰一人取り残さないよう、支援を必要とする環境にいるこども(ヤングケアラー等)や支援を必要とするこども(障がい等をもつこども・医療的ケアを必要とするこども・不登校児・生きにくさを感じるこども等)に対する支援を行います。 | ★★☆ |
| ◇ 地域の見守りの強化や情報連携により、自ら支援を求めることが難しいこどもや家庭の早期発見、早期支援を行います。 | ★★☆ |
| ◇ 要保護児童対策地域協議会による関係機関の連携・協力体制を強化し、児童虐待の発生防止や早期発見に努めます。 | ★★☆ |

主管課

こども課

施策1-2 教育

現 況

○共働き家庭、ひとり親家庭が増加しており、対象年齢や保育時間の違いから保育園を選択する割合が高まっており、開成幼稚園の園児数は、減少傾向にあります。

○町内の公立教育施設としては、開成幼稚園、開成小学校、開成南小学校、文命中学校を設置していますが、改修が必要な開成幼稚園、開成小学校、文命中学校については、施設の長寿命化を目的とした大規模改修事業を行いました。

○学校、家庭、地域が協働しながら子どもの豊かな成長を支えていく「地域とともにある学校づくり」を進めるため 町内のすべての幼稚園・小中学校において、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置しています。

○本町では、平成21年に普遍的な教育の理念となる「開成町人づくり憲章」を制定するとともに、めざすべき教育の姿として「開成町教育基本方針」を策定し、教育に重点を置いたまちづくりを進めています。

○ 価値観やライフスタイルの多様化により複雑な家庭環境にある世帯が増えており、支援が必要な状況にあります。

課 題

○ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭、地域、関係機関等が連携し、小学校への円滑な接続に取り組むことが求められています。

○ 国の子ども・子育て施策の動向や幼児期の教育・保育の需要を踏まえ、時代の変化に即した教育環境の整備を進める必要があります。

○ 質の高い教育を実践するため、教職員が授業準備や授業研究等の教科指導に集中できる環境を整備する必要があります。

○ 確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育て、子どもの「生きる力」を育むとともに個別最適な学び、協働的な学びを実現する必要があります。

○ 外国語教育の充実や ICT を活用した情報活用能力を向上させるために、教育体制や教育環境の充実を図る必要があります。

○ 個人の価値観が多様化しているため、個性等を認め、互いを尊重し合う共生社会の構築が求められています。

○ 学校施設の長寿命化を目的とした計画的な整備を行う必要があります。

方 針

1 子どもたちが学習意欲を持てるような教育を推進します。

2 子どもと教職員にとってウェルビーイングな場所を創出します。

3 持続的な学習環境を整備します。

詳細施策

① 教育活動の推進

目 標

1 多くの児童、生徒にとって学校が楽しいと思える状態

授業の質をさらに向上させ、学校に行くことが楽しい児童、生徒を増やします。

目標値

指 標	基準値	目標値
全国学力学習状況調査時において実施する質問紙調査における「学校に行くのは楽しい」と回答する割合	45.4% (2023 年度)	60% (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

《優先度》

- ◇ グローバル化に対応したさらなる英語教育や外国語活動を展開するため、児童、生徒の客観的な英語力を把握し、外国人講師による英語教育や留学生による国際理解教育などの充実を図ります。 ★★★
- ◇ GIGAスクール構想に基づき、ICT を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進します。 ★★★
- ◇ 教職員の授業力向上により、子どもたちの学習意欲向上を図ります。 ★★★
- ◇ 学校と地域が一体となって地域の子どもを育み、特色ある教育活動を展開するため、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)制度を推進します。 ★★☆
- ◇ 多世代間の交流を進めるため、幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校の連携による体験学習の機会の充実を図ります。 ★★☆
- ◇ 幼稚園教育において、小学校入学後に円滑な学校生活を送れるよう関係機関と連携、協力した取組みを進めます。 ★★☆
- ◇ 変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育む教育活動を推進します。 ★★☆

主管課

学校教育課

詳細施策

② 教育体制の整備

目 標

1 教職員が子どもと向き合う時間を確保できる状態

学校業務の役割分担を明確にし、教職員が本来やるべき業務に集中し、教職員が子どもと向き合う時間を確保できる体制を整えます。

目標値

指 標	基準値	目標値
指標なし	(2023 年度)	(2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 不登校児童・生徒に対するきめ細かな指導、支援を行うため、教育支援センターなどの充実を図ります。
- ◇ 教職員の働き方改革を推進し、教職員が本来やるべき業務に集中できる環境づくりを進めます。
- ◇ 個別の配慮が必要な児童生徒に対して、生活支援員等を配置し、学習サポートを推進します。

《優先度》

★★★

★★☆

★★☆

主管課

学校教育課

詳細施策

③ 教育環境の整備

目 標

- 1 安全・安心で、質の高い教育を支える環境を整備します。

目標値

指 標	基準値	目標値
指標なし	(2023 年度)	(2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 町立小・中学校体育館への空調設置を検討します。
- ◇ 国の法令や衛生基準に基づき、適切に施設管理を行い、園児、児童、生徒に対して安全でおいしい給食を提供します。
- ◇ 保護者の経済的負担を軽減し、園児、児童、生徒が安心して教育を受けることができるようにするため、就園就学の援助を行います。
- ◇ 学校施設の長寿命化や良好な教育環境を整備するため、計画的なメンテナンスに取り組みます。

《優先度》

- ☆☆☆
- ★★☆
- ★★☆
- ★★☆

主管課

学校教育課

施策1-3

青少年

現 況

- 核家族化や少子化の進行、地域における人間関係の希薄化、インターネット社会の到来による有害情報の氾濫や WEB を介した人間関係の構築など、青少年を取り巻く社会環境が大きく変化しています。
- 全国的にニートやひきこもり、非行の増加や犯罪の低年齢化など、青少年の抱える問題が深刻化しています。
- 国では、青少年を取り巻く諸課題に対処するために子ども家庭庁を設置し、青少年の安全で安心な社会環境の整備に取り組んでいます。
- 本町では、放課後や週末、長期休業期間中に、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、体験活動等を通じて健全な育成を図ることを目的に、放課後子ども教室やあじさい塾、ジュニアサマースクール、夏休み期間中の小学校の運動場開放などに取り組んでいます。

課 題

- 青少年の健やかな成長は、社会の発展の基礎をなすものであることから、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たすとともに、これまで以上に相互に連携を深め、一体的に青少年の健全育成に取り組む必要があります。
- 青少年が健やかに成長し、豊かな人間性や社会性を育み、積極的に社会に参画することができるようにするため、ボランティア活動、地域活動、体験学習などの活動の場や機会の充実を図る必要があります。
- 青少年育成活動が幅広く展開できるよう、地域での取組を行うために必要な指導者やボランティアの育成を図る必要があります。
- 核家族化やライフスタイルの変化を背景に、多数の子ども会が解散するなど、子どもの地域活動への参加の機会が減少しています。

方 針

- 1 人との多様な関わりを通じて、青少年の社会参画を育み、将来の担い手に繋げるため、体験活動の機会や居場所の提供の充実を図るとともに、家庭、学校、地域が一体となって青少年が活躍できる環境づくりを進めます。

詳細施策

① 青少年のための体験活動の機会・居場所の提供の充実

目 標

- 1 体験活動の機会が充足している状態
多様な体験が毎月できるよう体験活動のメニューを充実させます。
- 2 青少年の居場所が充実している状態
放課後こども教室の活動日を倍増します。
- 3 青少年に関わる指導者やボランティアが充足している状態
指導者やボランティアの育成のための講習を実施します。

目標値

指 標	基準値	目標値
あじさい塾、ジュニアサマースクールの開催回数	13回 (2023 年度)	20 回 (2028 年度)
放課後子ども教室の開催日数(2校合計)	29回 (2023 年度)	60回 (2028 年度)
放課後子ども教室のボランティアの人数	28人 (2023 年度)	45 人 (2028 年度)

主な取組、優先度

- | | |
|--|-------|
| 《主な取組》 | 《優先度》 |
| ◇ 子どもたちの教育活動や体験活動の充実を図るため、地域の人材や企業、団体の協力を得ながら、あじさい塾やジュニアサマースクールを実施します。 | ★★★ |
| ◇ 都市間交流を通じて、子どもの体験活動の充実を図ります。 | ★★☆ |
| ◇ 放課後の安全・安心な居場所づくりを進めるため、放課後子ども教室の充実を図るとともに担い手であるサポーターの確保に努めます。 | ★★★ |
| ◇ 学校・家庭以外の第三の場や多様な世代との交流、体験機会を提供します。 | ★★★ |
| ◇ 青少年活動においてリーダーとなるジュニアリーダーを育成します。 | ★★☆ |

- ◇ 子どもや青少年が社会との関わりの中で、健やかに育ち、自立した個人として成長できるよう、関係機関と連携し、指導体制の充実を図ります。

★★☆

主管課

生涯学習課

施策 2—1 健康・医療

現 況

- 町民一人ひとりが、心身ともに健やかに暮らすために、町民(個人・家族)、地域(団体・機関等)、行政(専門職)等の多様な主体が一緒になって役割を発揮し、健康長寿のまちづくりに取り組んでいます。
- 健康寿命の延伸や健康格差は、個人の行動と健康状態の改善のみで縮小されるのではなく、本人が無理なく自然に健康な行動をとることができるような環境整備が求められているが不十分な状況です。
- 本町では、疾病の早期発見・早期治療(2次予防)を目的に国の指針が出されている胃(バリウム、内視鏡)・大腸・肺・乳・子宮の5つのがん検診や若い世代の健康診査、特定健康診査により、生活習慣病の発症予防・重症化予防を行っているが、受診者数が伸び悩んでいます。
- 超高齢社会の進展により、在宅医療の需要が増えることが予想されます。今後、医療と介護の連携体制の構築と医療機関の機能分化と医療連携を図ることが必要です。
- 必要な時に必要な医療を受けられるよう、在宅当番制や病院群輪番制等によって救急医療体制が確立されています。
- 国民健康保険、後期高齢者医療保険とも、一人当たりの医療費が増加しています。

課 題

- 全身の健康保持増進の基本となる口腔機能の維持を図るため、幼児期から高齢期まで世代に合わせた口腔ケアの普及推進する必要があります。
- 身近な地域で自ら進んで健康づくりに取り組むことができるよう、高齢者の通いの場を活用して介護予防と保健事業を一体的に実施し、フレイル状態の予防を図ります。
- 町民が自身の健康状態を把握できるように特定健診・各種検診の受診向上を図り、若い世代や働き盛り世代において生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組むことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症等の蔓延により、地域の医療崩壊を招かないよう、医療機関と連携し、検査・医療体制の維持と充実のための対策が求められています。
- 生活習慣病だけではなく、若い世代の朝食欠食、栄養バランスの乱れ、女性のやせ、高齢者の低栄養など食生活の多くの問題があります。また、食に関する知識や関心が少ない人が多くなっていることから、食への関心を高める取組が必要です。
- 救急医療体制を維持していくためには、医療従事者の負担軽減や一層の病診・病院連携が課題です。
- 産科医師や助産師が不足しており、出産を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。この地域で安全・安心に出産・子育てができる体制を確立することが課題です。
- 高齢化の進行とともに、医療費の増加が避けられません。医療費の高騰を防ぐための政策と、高齢者が必要な医療を受けて健康を維持するという目的との間で、調整が難しい状況が続いています。

方 針

- ① 町民一人ひとりが健康的な生活を実践することができるようにするために、健康に関する町民の「自ら学び、考え、実行する力を育む」ことを進めます。
- ② 健康寿命延伸のため、町民一人ひとりの健康管理を支援します。
- ③ 生涯にわたって心身ともに健康で過ごせるよう、望ましい食習慣を身に付けるとともに、食を通じた豊かな人間性の形成を目指します。
- ④ 必要な時に必要な医療サービスを受けることができるよう、地域医療・救急医療の充実を図ります。
- ⑤ 町民の医療費の負担が将来的に過大とならず、安心して医療を受けることができるよう、医療費の適正化とともに保険財政の健全化に努めます。

詳細施策

①健康づくりの推進

目 標

- 1 平均寿命の伸びを上回る健康寿命の延伸した状態
健康寿命の延伸を目指します。

目標値

指 標			基準値	目標値
健康寿命(歳)	男	平均寿命	85.79 歳	前年を上回る平均寿命の延伸
		健康寿命	83.92 歳 (R2 年度)	前年を上回る健康寿命の延伸 (2028 年度)
	女	平均寿命	92.94 歳	前年を上回る平均寿命の延伸
		健康寿命	88.83 歳 (R2 年度)	前年を上回る健康寿命の延伸 (2028 年度)

平均寿命:「変更寿命の算定方法の指針(平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金)の「日常生活動作が自立している期間の平均」の指標により算出した平均余命。(基準年齢:65 歳)

健康寿命:「変更寿命の算定方法の指針(平成 24 年度厚生労働科学研究費補助金)の「日常生活動作が自立している期間の平均」の指標により算出した平均自立期間。(基準年齢:65 歳)

主な取組、優先度

《主な取組》

《優先度》

- ◇ 生活習慣の改善による疾病予防により健康寿命の延伸を図るため、町民一人ひとりの健康管理を支援します。 ★★★
- ◇ 口腔の健康は、生涯を通じて健康で質の高い生活を営む上で重要であることから、若い頃から、定期受診の必要性の意識づけと歯周病予防について正しい知識を身につけることを目的に、20 歳・30 歳も含めた節目年齢の歯科健診を実施します。 ★★★
- ◇ 39 歳以下の若い世代を対象とした健康診査を継続し、初回受診者及び必要な方への保健指導を行います。併せて事業主健診実施機関と連携した保健指導の実施を検討します。 ★★☆☆
- ◇ 喫煙や受動喫煙による健康への悪影響について、正しい知識の普及啓発を強化するとともに、禁煙相談を推進します。また、子どもや若者に初めの 1 本を吸わせない取組を進めます。 ★★☆☆

主管課

保険健康課

詳細施策

②保健予防の充実

目 標

1 自身の健康状態を把握している状態

健康診査や各種検診の受診者数を目標値まで向上させます。

目標値

指 標	基準値	目標値
がん検診受診者数	2,453 人 (2023 年度)	2,700 人 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

《優先度》

- ◇ 疾病の早期発見・早期治療、予防のため、健康診査や各種検診の充実を図るとともに受診率を向上させ、継続受診につながるよう受診勧奨に取り組めます。
- ◇ 町民一人ひとりが主体的にがん予防に繋がる行動ができるよう、がんについて正しい情報と知識の普及啓発に努めます。
- ◇ 40 歳代から急増する乳がんについて、がん検診受診と併せブレストアウェアネス(乳房を意識する生活習慣)の周知に取り組めます。また、他検診・健診をセットにしたミニ人間ドックの設定等、受診しやすい環境を整えるよう関係機関と調整し、若い年代の受診率向上に取り組めます。
- ◇ 感染症に対する正しい知識の普及・啓発、感染症の予防・感染拡大防止に向けた体制の整備を進めます。

★★★★

★★★★

★★★★

★★★★

主管課

保険健康課

詳細施策

③食育の推進

目 標

1 子どもの頃から望ましい食習慣(1日3食食べる、主食・主菜・副菜を揃えて食べる、適正な食事量等)を身に付け、自ら実践できた状態

毎日朝食を食べる児童の割合を目標値まで向上させます。

目標値

指 標		基準値	目標値
毎日朝食を食べる児童	小学5年	86.4% (2023 年度)	90.0% (2028 年度)
	中学2年	81.6% (2023 年度)	85.0% (2028 年度)

主な取組、優先度

《優先度》

- ◇ 減塩につながる味覚形成のため、生涯の食生活の基礎となる子どもの頃に、だしの旨味に触れる機会を提供します。 ★★★
- ◇ 食習慣が確立される乳幼児や子どもたちの食育の充実を図るため、家庭での食事に配慮できるよう保護者への啓発に力を入れます。 ★★★
- ◇ 地域での介護予防の取組みの一環として、低栄養予防の食事について広く周知・啓発します。併せて若いうちから食事のバランスや適正量について知る機会を作ります。 ★★☆☆
- ◇ 食育の担い手である食生活改善推進員(食育ボランティア)と連携し、栄養や食文化などの食に関する知識の普及啓発を行います。 ★★☆☆
- ◇ 地域の食材への理解を深めるため、学校給食における地産地消の取組を推進します。 ★★☆☆

主管課

保険健康課

詳細施策

④地域医療体制の充実

目 標

- 1 地域の中で安心して医療を受けられる状態
足柄上地域の分娩施設・産後ケア施設の充実を目指します。

目標値

指 標	基準値	目標値
かかりつけ医を持つ町民の割合	69.0% (2023 年度)	75.0% (2028 年度)
かかりつけ歯科医を持つ町民の割合	70.3% (2023 年度)	75.0% (2028 年度)
指 標	基準値	目標値
足柄上地域(町内)の分娩施設	1 (2023 年度)	増加 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、地域医療体制を整えます。
- ◇ 持続可能な地域医療体制を維持するため、足柄上医師会、足柄歯科医師会、小田原薬剤師会等との連携を図るとともに、本町の地域医療について周知し、かかりつけ医・かかりつけ歯科医等の必要性について啓発します。
- ◇ かかりつけ医の必要性について啓発を行い、症状に応じた適切な受診を促すことにより、救急医療機関(二次救急)の過度の負担軽減を図り、緊急時に安心して医療が受けられる体制を維持します。
- ◇ 安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めるため、分娩施設の誘致等の環境の充実に向けて検討します。
- ◇ 輸血用血液を確保するため、日本赤十字社が実施する献血に協力するとともに、献血に関する正しい知識の普及に努めます。

《優先度》

★★★
★★☆
★★☆
★★☆
★★☆
★☆☆

主管課

保険健康課

詳細施策

⑤医療保険制度の適切な運営

目 標

1 被保険者の健康意識が高い状態

国民健康保険の被保険者数は減少していますが、特定健康診査の受診率は県内で上位となっています。目標値を維持しながら、1年に1回、健康診断の受診を促し、健康への意識を高めます。また、後期高齢者医療へ切り替わっても、健康への関心を持ってもらえるよう一体的に支援します。

2 国民健康保険税の現年分の収納率の向上

国民健康保険の財政基盤の性質上、安定した事業運営のためには保険税の現年分の収納率向上が重要です。収納率を高めるため、低所得者対策としてきめ細かい納付相談による納付の推進、高所得者対策として滞納処分の強化を継続して実施します。

目標値

指 標	基準値	目標値
特定健康診査の受診率	36.9% (2023 年度)	40% (2028 年度)
国民健康保険税(現年度分)収納率	96.48% (2023 年度)	97% (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 特定健康診査や特定保健指導の充実を図ります。
- ◇ 適切な被保険者の資格適用を推進します。
- ◇ 医療費の適正化を図ります。
- ◇ 第三者行為求償時の届出やジェネリック医薬品の活用に関する普及啓発を行います。
- ◇ 国民健康保険税の適切な賦課、徴収に努めます。
- ◇ 後期高齢者医療保険料の適切な徴収に努めます。

《優先度》

- ★★☆
- ★★☆
- ★★☆
- ★☆☆
- ★★☆
- ★★☆

主管課

保険健康課

施策 2—2 地域福祉

現 況

- 本町では、地域のつながりが比較的良好に保たれており、自治会を中心とした地域福祉活動が定着していますが、少子高齢化の進行や核家族化を背景に、ひとり暮らしや高齢者世帯が増えていることから、全ての人が共に支えあい、安心して地域で暮らせるまちづくりを進めるため、地域福祉活動の役割が増大しています。
- 地域住民・社会福祉協議会・町が、緊密な連携と協働のもとで地域福祉を推進していくために、「開成町地域福祉計画」と、社会福祉協議会を中心とした民間の計画である「開成町地域福祉活動計画」を一体的なものとして「開成町福祉コミュニティプラン」を策定しています。
- 令和2年度からは、新たに「自殺対策計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」、「再犯防止推進計画」を含めて策定し、誰もが安心してイキイキと暮らせるまちづくりを推進しています。
- 開成町福祉会館が社会福祉協議会をはじめとする各種地域福祉団体等の活動拠点施設となり、地域福祉の情報共有と連携が図られています。

課 題

- 自治会未加入世帯や一人暮らし高齢者、単身世帯の増加など、家族構成の変化等により、地域におけるつながりが弱くなりつつあるため、地域住民をはじめとする、多様な主体が「我が事」として地域福祉に参画することが必要となっています。
- 地域や世帯、個人が有する課題の複雑化を背景に、ひきこもりや 8050 問題など、従来の制度やサービスだけでは解決困難な問題が顕在化してきているため、支援体制の充実が求められています。

方 針

- 1 誰もが住み慣れた地域で安心してイキイキと暮らすことができるよう、地域福祉活動の充実、社会づくりを推進します。
- 2 ニーズに応じた支援や生活環境の整備、相談支援体制整備の充実、権利擁護の強化に取り組めます。

詳細施策

① 地域福祉活動の支援

目 標

1 誰もが地域で福祉活動ができる状態

地域の福祉課題を解決するため、地域で活躍する人材の育成と支援に努めます。

目標値

指 標	基準値	目標値
生活支援構築活動への支援(研修含む)を行っている自治会等の数	5 団体 (2023 年度)	8 団体 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

《優先度》

- ◇ 生活支援コーディネーターを配置し、地域に必要な生活支援の構築のため、支援関係者のネットワークづくり、地域住民への啓発活動や支援の担い手の養成を行います。
- ◇ 災害時、自力での避難が困難な方を地域で支援するための避難行動要支援者登録制度について、自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、町が一体となって取り組みます。
- ◇ 地域福祉活動の拠点となる福祉会館の適切な維持管理に努めます
- ◇ ピアサポートの一面を備える各地域福祉団体の活動を支援します
- ◇ 福祉コミュニティバスを運行し、町民の移動手段の確保の他、地域コミュニティの形成や活性化につなげます。

★★★

★★★

★★☆

★★☆

★★☆

※ピアサポート:同じ経験や立場、条件を共有している人々が互いに支え、助け合い、相談すること。

主管課

福祉介護課

詳細施策

②包括的な支援体制の整備

目 標

1 関係機関との連携体制が整っている状態

民生委員・児童委員協議会や町社会福祉協議会等と連携し、多様な主体による支え合いの体制づくりを推進します。

目標値

指 標	基準値	目標値
民生委員の相談支援件数	500 件 (2023 年度)	相談件数の増加 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 地域福祉中心的な役割を果たす、開成町社会福祉協議会の運営や民生委員児童委員の活動を支援します
- ◇ 足柄上地区1市5町で設置したあしがら成年後見センターと連携し、成年後見制度の普及啓発を推進します
- ◇ 自殺防止に関する正しい知識の普及啓発とともに、自殺対策に取り組むゲートキーパーを養成します

《優先度》

★★★

★★☆

★★☆

主管課

福祉介護課

施策 2—3 高齢者福祉

現 況

- 2025年には団塊の世代が75歳以上となり、2040年には団塊ジュニア世代が65歳以上となることに伴い、ますます高齢化が進行していくことが予想されます。
- 令和6年3月現在、開成町における65歳以上の方は、全体の6割程度であり、当面の間は、同程度の水準で推移するものと見込まれています。
- 平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間も増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(健康寿命)を延伸していくことも求められています。
- 「開成町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第9期)」を策定し、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」の整備・充実のための取組みや、認知症施策の推進、保険者機能の強化、介護人材の確保などを総合的に図っています。
- 定年延長の影響により、高齢者の働く年齢があがり、退職後の時間が限られてくる結果、高齢者の生きがいづくりや健康づくりの中心的役割を担ってきた老人クラブに参加する機会が全国的に減少してきており、老人クラブのクラブ数や会員数の減少が全国的な課題となっています。開成町においても老人クラブ数や会員数が減少してきています。
- フレイル(虚弱状態)について、早期発見と予防のための活動を支援することで、介護予防の取り組みを進めています。

課 題

- 高齢者の自己決定権を尊重するためには、支援が地域の実情に応じて一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の重要性が更に増しています。
- 住み慣れた地域で住民同士が互いに支えあう活動の中で、自分自身の介護予防にも取り組むことができる体制づくりや、困りごとを早期に相談して支援できるよう、日ごろからの地域とのつながりを強化することが重要です。
- 要支援・要介護状態になっても、状態に応じて自立した生活を続けられるよう、介護保険サービスの提供、給付、またサービス維持に必要な被保険者負担が円滑かつ適正に実施される必要があります。
- 高齢者が豊富な経験や知識、技能を生かして、仕事やボランティア、地域活動などを実践できるよう、高齢者の就労、社会参加を推進する取組の充実を図る必要があります。

方 針

- 1 高齢者が自己決定に基づき、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと自立して暮らしていくことができるまちを目指します。

- 2 日常生活に介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活続けることができるまちを目指します。
- 3 高齢者が要支援や要介護状態になっても自立した生活を送ることができるように、介護サービスに関する情報を提供し、相談体制の充実や介護サービスの質の向上を図るとともに、サービス維持に必要な保険制度の運営をしていきます。
- 4 一人ひとりが自分の能力を発揮し、お互いに関わり合い支えあうことで、高齢になっても役割を持ちながらいきいきと暮らせるまちを目指します。

詳細施策

① 地域包括ケアの推進

目 標

1 包括的なケアによって地域の問題を解決できる状態

関係機関等との連携を含めて、地域包括支援センターを通じて地域支援と問題解決を図ります。

目標値

指 標	基準値	目標値
地域包括支援センターの利用者数	〇名 (2023 年度)	利用者数の向上 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、介護や介護予防、医療、生活支援などが一体的に提供される高齢者への包括的な支援(地域包括ケア)を推進します。
- ◇ 地域包括支援センターの機能強化に取り組みます。
- ◇ 高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を維持しながら、安心して生活を送ることができるようにするため、引き続き認知症に関する正しい知識の普及を図るとともに、支援体制整備を推進します。
- ◇ 高齢者が安心して地域生活を送れるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供に引き続き取り組んでいきます。
- ◇ 地域の関係機関と連携を図り高齢者虐待防止等の支援を行います。

《優先度》

★★★

★★★

★★★

★★☆

★★☆

主管課

福祉介護課

詳細施策

② 介護予防・自立ケアの推進

目 標

1 介護度の重度化を予防している状態。

高齢者がいきいきと自立した生活を送れるよう、重度化予防のための取り組みを推進します。

目標値

指 標	基準値	目標値
第1号被保険者(65 歳以上) 要介護認定者の出現率	16.5% (2023 年度)	20%以下 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 高齢者が介護や支援を必要とする状態になることを予防し、介護や支援を必要とする状態であっても重度化しないようにするため、介護予防を推進します。
- ◇ 健診・医療・介護データの分析・活用を行い、高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に実施していきます。
- ◇ フレイル(虚弱状態)の予防を図るため、国や県の動向を注視しつつフレイルチェック支援及び関連事業を実施していきます。
- ◇ 介護や支援を必要とする状態になる恐れがある高齢者の状況把握に努めます。

《優先度》

★★★

★★★

★★★

★★☆

主管課

福祉介護課

保険健康課

詳細施策

③ 介護サービスの提供

目 標

1 介護保険制度を適切に運営できている状態。

必要とされるサービスの把握と、サービス情報の提供に努めるとともに、保険事業の維持運営に必要となる、保険財政の安定を図っていきます。

目標値

指 標	基準値	目標値
介護保険料現年度分(普通徴収)の収納率	97.1% (2023 年度)	97.6% (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 町民アンケートを定期的に実施し、介護サービスの需要把握に努めます。
- ◇ 第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、必要とされる介護サービス及び情報の提供をしていきます。
- ◇ 介護保険制度の適切な運営に努めます。
- ◇ 介護保険料の適切な賦課、徴収に努めます。

《優先度》

★★★
★★★
★★☆
★★☆

主管課

福祉介護課

詳細施策

④ 生きがいづくりの推進

目 標

1 高齢者が社会参加できる状態

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを感じながら元気に暮らせる環境づくりを進めます

目標値

指 標	基準値	目標値
単位ゆめクラブ数	10 クラブ (2023 年度)	10 クラブを維持 (2028 年度)
開成町シルバー人材センターの国庫補助 基準ランク(会員数・就業延人日数をもと に区分)	B ランク (2023 年度)	B ランクを維持 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 高齢者の生きがいづくりや健康づくり、世代間・地域間の交流など、多様な事業を展開する老人クラブの活動を支援します
- ◇ 高齢者の豊かな経験や知識、技能を地域に生かすことにより、高齢者の生きがいづくりと健康づくりにつなげるため、シルバー人材センターの活動を支援します。

《優先度》

★★☆

★★☆

主管課

福祉介護課

施策 2—4 障がい者福祉

現 況

- 人口増加や高齢化の進行により、障がいのある方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付状況から、増加傾向であり、特に精神障害者保健福祉手帳の所持者が増加しています。
- 日常生活を送るための障がい福祉サービス等の利用者数、利用量ともに増加しています。
- 本町では保健、医療、教育社会参加、災害時支援等障がいのある方を支援するための総合的な施策展開をするための開成町障がい者計画を策定し、計画的に推進しています。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」及び「児童福祉法」により、開成町障がい福祉計画、開成町障がい児福祉計画を策定し、障がいのある方へ障がい福祉サービスや相談支援が計画的に提供されるよう、サービス見込量等を定めています。
- 足柄上地区自立支援協議会において、地域生活支援拠点等の整備を行い、障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を令和5年度からスタートしました。
- アフターコロナとなり、障がいのある方の自立や社会参加がしやすい状態が戻り始めており、さらなる支援の充実が求められています。

課 題

- 障害のある方が住み慣れた地域でできるだけ自立しながら暮らすためには、子どもの発達支援を含め、適切な障害福祉サービスを提供する必要があります。
- 社会や家族構成の変化等により、障がいのある方がいる家族の孤立孤独化が懸念されます。
- 障害のある方の社会的障壁を取り除き、社会参加できる環境づくりが必要とされています。

方 針

- 1 障がいのある方がそれぞれの障がいの種別や程度などにより必要なサービスを利用できるよう、障害福祉サービスの充実に努めます。
- 2 障がいのある方が自らの考えと判断により、住み慣れた地域で自立した生活と社会参加を実現するため、誰もが選択・決定を行うことができる環境を整備します。
- 3 障がいのある方の就労や社会参加を促進するための環境を整えます。

詳細施策

① 障がい者福祉サービスの充実

目 標

1 障がいのある方が自立した生活ができる状態

障がいのある方が住み慣れた地域で自立し、自分らしい生活を送ることができるようにするため、障がい福祉サービスの充実を図ります。

目標値

指 標	基準値	目標値
計画相談支援人数	160 人 (2023 年度)	180 人 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

《優先度》

- ◇ 障がいのある方が自分らしい生活を送ることができるよう、必要な障害福祉サービスの確保に努めます ★★★
- ◇ 障がい児の健やかな成長を支援するため、療育体制を強化するとともに、児童福祉法に基づくサービスの確保に努めます ★★★
- ◇ 自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業の充実を図ります。 ★★★
- ◇ 自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院)の適正な実施を図ります。 ★★☆
- ◇ 障がいのある方が日常生活を送る上で必要な身体機能を補うため、補装具購入費や修理費を支給します。 ★★☆

主管課

福祉介護課

詳細施策

②障がい者支援・相談体制の充実

目 標

1 障がいのある方が相談しやすい状態

障がいのある方やその家族が不便や不安を感じることないように、支援・相談体制の充実を図ります。

目標値

指 標	基準値	目標値
相談支援センターにおける相談件数	延560件 (2023 年度)	相談件数の増加 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

《優先度》

- ◇ 足柄上地区1市5町の広域連携により、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を担う基幹相談支援センターの共同設置に向けた取組を進めます。★★★
- ◇ 地域で生活する障害のある方やその家族などの相談に応じ、地域生活に必要な支援につなげるため、引き続き足柄上地区1市5町で相談支援センターを共同設置し、機能の充実を図ります。★★☆
- ◇ 障がいのある方の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活支援拠点の充実、強化を図ります。★★☆
- ◇ 成年後見制度利用や障害者虐待防止等の権利擁護体制の推進を図ります。★★☆
- ◇ 重度の障がいのある方が安心して医療を受けることができるよう、引き続き重度障害者医療費助成制度を実施します。★★☆

主管課

福祉介護課

詳細施策

③障がい者の社会参加の充実

目 標

1 障がいのある方が社会参加できる状態

関係機関と連携し、就労や地域活動、文化活動を通じて、障がい者の社会参加が進むよう支援します。

目標値

指 標	基準値	目標値
就労移行支援事業、就労継続支援事業を通じて一般就労する人数	0人 (2023 年度)	計画年度中 5人 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 就労移行支援事業などを通じて、一般就労への移行を促進します。
- ◇ 障がい者就労施設で就労する方の経済面の自立を進めるため、優先調達を推進します。
- ◇ 障害のある方に創作活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るため、引き続き足柄上地区1市5町で地域活動支援センターを共同設置し、機能の充実に努めます。
- ◇ 障害のある方の就労を支援するため、引き続き県西地域2市8町で障害者就業・生活支援センターを共同設置し、機能の充実に努めます。
- ◇ 障がいのある方の文化活動等を推進するため、県西地区障害者文化事業、みんなの集い、ちいき・ふくし博などの実施を支援します。

《優先度》

★★☆
★★☆
★★☆
★★☆
★★☆

主管課

福祉介護課

施策3—1

生涯学習

現 況

- 「人生100年時代」、「超スマート社会」に向けて社会が大きな転換点を迎える中であって、生涯学習の重要性は一層高まっています。
- 国では、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できるようにするための仕組みづくりなど、生涯学習社会の実現のための取組を推進しています。
- 本町では、住民に多種多様な学びの場を提供するため「あじさい講座」や「生涯学習講座」を整備し、町民の学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めています。
また、図書館事業については、町民センターに図書室を設置し読書環境の提供を行っています。
- 本町では、住民に多種多様な学びの場を提供するため「あじさい講座」や「生涯学習講座」を整備し、町民の学習ニーズに対応した学習機会の提供に努めています。

課 題

- 町民一人ひとりが、自らを高め、豊かな人生を送ることができるよう、町民の生涯を通じた学ぶ意欲への支援が求められています。
- 町民の学習ニーズに対応するため、学習施設の充実と生涯学習を推進する体制づくりが求められています。
- 図書館事業については、県内他自治体に比較して規模が小さく読書環境の充実が求められています。
- いつでも、どこでも、誰もが学習することができるよう、多様な学習機会の提供や生涯学習を推進する人材の育成が求められています。
- 超スマート社会に適応するため、AI等の先進技術を活用するスキルやその基盤となる知識等を身につける必要性が生じています。
- SDGsの取組の浸透や外国籍の方の増加を踏まえ、多言語・多文化に対応した生涯学習の支援が必要となりつつあります。

方 針

- 1 生涯学習環境の充実を図るとともに、生涯にわたり学習が継続でき、その成果を適切に生かすことができるよう多様な学習機会の提供に努めます。
- 2 時代の要請に応えるべく、文化や生活様式の変化に対応した学習機会の提供に努めます。

詳細施策

① 多様な学習機会の提供

目 標

- 1 長寿命化の中で、生涯学習により充実した住民生活が送れている状態
学んだことを自己の人生や社会に還元できる講座を充実させ、モデルプランを提案します。
- 2 超スマート社会に多くの住民が順応している状態
超スマート社会の進展とともに生まれる新しい言葉や技術について理解を促進する講座を充実させます。
- 3 多くの住民がグローバル社会で活躍している状態
国際理解を深める礎となる知識(言語や文化)を身につけるための講座の充実化や補助事業を推進します。

目標値

指 標	基準値	目標値
提案したモデルプランの数	0件 (2023 年度)	10件 (2028 年度)
開催した生涯学習講座のメニュー数	24講座 (2023 年度)	40講座 (2028 年度)
英検等の補助事業の活用者数	168人 (2023 年度)	500 人 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》	《優先度》
◇ 多様化する町民の学習ニーズに対応するため、オンラインを活用するなどして生涯学習講座の充実を図ります。	★★★
◇ 新たな生涯学習指導者や生涯学習ボランティアの人材確保、人材育成に努めます。	★★☆
◇ 地域に根差した生涯学習を推進するため、自治会の生涯学習活動を支援します。	★★☆
◇ 家庭教育について保護者が主体的に学ぶ機会を提供するため、PTAを対象とした家庭教育学級の開催を支援します。	★★☆
◇ グローバル社会で活躍する人材を育成するため、外国語学習を促進するための講座や補助事業の充実化を図ります。	★★★

主管課

生涯学習課

詳細施策

② 生涯学習環境の整備・充実

目 標

1 読書環境が充実している状態

公共施設や地域、WEB における読書環境を充実させることで住民の読書量を増進します。

目標値

指 標	基準値	目標値
図書貸出冊数(年間)	36,042冊 (2022年度)	50,000 冊 (2028 年度)

※2023 年度は工事による休館の影響があったため基準値には 2022 年度を採用

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 公共施設や地域、WEB における読書環境の充実を図ります。
- ◇ 快適な学習環境を提供するため、生涯学習関連施設を適切に維持管理するとともに、利用者の利便性の向上を図ります。

《優先度》

★★★

★★☆

主管課

生涯学習課

施策3-2 スポーツ

現 況

- スポーツは、生涯にわたって心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとなっています。
- 運動する子どもとしない子どもの二極化の傾向が指摘されています。体力・運動能力調査では子どもの運動能力に改善が見られるものの、体力水準の高かった昭和60年度(1985年度)と比較すると依然として低い水準となっています。
- 開成水辺スポーツ公園では、指定管理者制度の導入により、民間事業者が有するノウハウを活用した施設の維持管理を行っています。
また、町民のスポーツ参加機会の拡充を図るため、指定管理者と連携し、各種スポーツ教室や講座を開催しています。
- 開成町総合型スポーツクラブでは、各種スポーツ教室や健康づくり事業を定期的に開催しています。
- 本町では、少年・少女スポーツ団体、スポーツ協会などの各団体やスポーツ推進委員が盛んに活動しています。
- 本町では、スポーツとレクリエーションの祭典であるスポ・レクフェスティバルや各種大会、スポーツ教室を開催し、町民にスポーツの機会を提供しています。

課 題

- 生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送ることができるよう運動習慣のない町民を含めた多くの町民が、日常的にスポーツに親しめる環境づくりを進める必要があります。
- スポーツを通じて地域の一体感や活力を醸成するため、地域スポーツを支える人材を確保・育成する必要があります。
- 子どもから高齢者までスポーツの習慣化を促し、生活習慣の改善を図ることによって、健康で活力のある社会を築くことが求められています。
- 関東で初めてパークゴルフ場を整備するなどして町民のスポーツとして普及を図ってきたパークゴルフの競技人口の拡大が求められています。

方 針

- 1 誰もが生涯を通じてスポーツに親しみ、健康で豊かな生活を送ることができるようにするため、多様化するニーズに応じたスポーツ活動を推進するとともに、パークゴルフの普及を促進します。
- 2 開成水辺スポーツ公園の利用促進を図ります。

詳細施策

① スポーツ活動の推進

目 標

- 1 スポーツとレクリエーションが多くの子民の生活の一部となっている状態
町民が参加するスポーツやレクリエーション事業を充実させます。
- 2 パークゴルフが町民のスポーツとして認知されている状態
関係団体や地域、学校と連携してパークゴルフの普及に取り組めます。

目標値

指 標	基準値	目標値
スポーツ・レクリエーション事業の参加者数	7,566 人 (2023 年度)	9,500 人 (2028 年度)
パークゴルフ場の年間利用者数(町外在住の利用者を含む)	58,220 人 (2023 年度)	65,000 人 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》	《優先度》
◇ 町民がスポーツに親しむことができるよう、関係団体と連携し、スポーツ教室やスポーツイベントを開催します。	★★★
◇ スポーツ活動の機会の拡充を図るため、開成町総合型スポーツクラブの活動を支援します。	★★☆
◇ スポーツを通じて、町民の交流を深め、地域の一体感や活力を醸成するため、各種スポーツ大会の充実を図ります。	★★★
◇ 子どもがスポーツの楽しさや喜びを知るとともに、体力の増進を図るため、児童・生徒を対象にしたアスリートや外部指導者によるスポーツ体験の充実を図ります。	★★☆
◇ 地域のスポーツ活動の活性化を図るため、各種スポーツ団体の活動を支援します。	★★☆
◇ 全国レベルで活躍するトップアスリートを支援するため、国際大会や全国大会に出場する選手・チームに対して奨励金を支給します。	★★☆
◇ 道具を使わずに気軽に取組めるスポーツであるマラソンによるスポーツ参加を促進します。	★★★

- ◇ 地域スポーツの推進役となるスポーツ推進委員と中心に、パークゴルフを始めとするニュースポーツやパラスポーツの普及を図ります。 ★★★
- ◇ スポーツを通じた世代間、地域間の交流を促進するため、誰もが気軽に親しむことができるパークゴルフの普及促進を図ります。 ★★★

主管課

生涯学習課

詳細施策

② スポーツ活動の環境整備

目 標

1 開成水辺スポーツ公園の利用率が向上している状態

開成水辺スポーツ公園の利用方法とニーズを検証し改善を図り、開成水辺スポーツ公園の認知度の向上を図ります。

目標値

指 標	基準値	目標値
開成水辺スポーツ公園の利用者数	89,578 人 (2023 年度)	100,000 人 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 指定管理者との連携を強化し、開成水辺スポーツ公園の施設・設備の充実を図ります。
- ◇ 開成水辺スポーツ公園の利用の少ない曜日やエリアの有効活用を図り、施設の利用促進に取り組めます。
- ◇ 学校体育施設の開放を進め、地域のスポーツ活動の拠点として有効活用を図ります。
- ◇ 町民がスポーツに親しむことができる環境づくりを進めるため、民間企業との連携(指導者派遣や施設利用、ネーミングライツ)を視野に入れたスポーツ施設の充実を検討します。

《優先度》

★★☆
★★★
★★☆
★★★

主管課

生涯学習課

施策3-3

文化

現 況

- 価値観の多様化によって、「物質的な豊かさ」よりも「心の豊かさ」を求める傾向が強まっており、日常生活の中で、自ら文化活動を行ったり、優れた芸術を鑑賞したりすることの重要性が増しています。
- 本町では、書道、詩吟、コーラスなどの 16 の文化団体が活動しており、かいせい文化祭などでその成果を披露しています。また、自治会においても文化祭が開催されるなど、地域での文化活動も活発に行われています。
- 本町では、あしがり郷瀬戸屋敷と円通寺観音像を町の重要文化財に指定し、保存に努めています。
また、町指定重要文化財のほかにも、町内には未指定の文化遺産があります。
- 町民の郷土の歴史や文化に対する理解を深めるため、刊行物の発行や歴史・文化講座の開催などに取り組んでいます。

課 題

- 町民の自主的な文化・芸術活動を促進するため、文化団体の活動支援や活動の成果を発表する場の充実を図る必要があります。
- 文化・芸術活動の参加者の高齢化や固定化が進んでいることから、文化・芸術活動の裾野を広げていくため、文化団体の後継者の育成や若い世代の参加促進を図る必要があります。
- 町内の文化遺産の調査を進め、その価値を確認するとともに、適正な保存と活用に努めていく必要があります。
- 文化遺産や歴史資料の展示、歴史・文化講座の充実によって、誰もが郷土の歴史や文化に親しむことができる環境づくりを進める必要があります。

方 針

- 1 町民の自主的な文化・芸術活動を支援します。
- 2 町民の郷土への愛着心を高めるため、文化遺産の調査、保存、活用を進めます。

詳細施策

① 文化・芸術の振興

目 標

- 1 文化・芸術活動のための団体数を増やし多種多様なニーズに応えられている状態
文化・芸術活動の発表の場の充実を図ります。

目標値

指 標	基準値	目標値
かいせい文化祭出演・出展団体数(個人を含む)	40 団体・個人 (2023 年度)	50 団体・個人 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 文化・芸術のための常設の展示発表の場を設けるとともに、WEBを活用して活動したい人や興味のある人と団体のマッチングを図ります。
- ◇ 文化団体連絡協議会と連携し、文化・芸術活動に参加する機会、成果を発表する機会、作品を鑑賞する機会の充実を図ります。
- ◇ 文化団体の後継者の育成や文化団体への若い世代の参加促進を図るとともに、新たな文化団体の発足を支援します。
- ◇ 伝承芸能の保存団体の自主的な活動を支援します。

《優先度》

★★★
★★☆
★★☆
★☆☆

主管課

生涯学習課

詳細施策

② 文化財の保存・活用

目 標

- 1 文化財や文化遺産がその価値とともに後世に引き継がれている状態。
文化財の保存・活用を図ります。

目標値

指 標	基準値	目標値
歴史・文化講座の参加者数	41人 (2023 年度)	70人 (2028 年度)

主な取組、優先度

≪主な取組≫

- ◇ 地域の歴史や文化の調査・研究を進めるとともに、特色ある郷土の歴史や文化への理解を深めるための学習機会の充実を図ります。
- ◇ 貴重な地域資源である郷土資料等の展示・公開を進めます。

≪優先度≫

★★☆

★★☆

主管課

生涯学習課

施策 3-4 共生

現 況

- 多様な人々がそこに生きることの価値を認識し、相互に理解や尊重を基に共に生活していく社会づくりを目的として、学校や地域において、一人ひとりが相手を思いやる気持ちが生まれるよう、各種講演会の開催や啓発活動の実施等の事業を展開しています。
- 町民一人ひとりの人権を尊重するとともに、多様性を認め合い、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、令和4年(2022 年)4月から「パートナーシップ宣誓制度」を創設しました。
- 全ての人が暮らしやすく、互いの個性を生かした能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、庁内の推進体制を整備するとともに、各団体と連携し啓発活動を行っています。

課 題

- 近年、人権課題は多様化・複雑化し、異なる経験や個性、価値観を持つ人々がそれぞれ互いを理解し、マイノリティの立場を尊重し互いに助け合う地域社会を形成することが必要となっています。
- 人権について正しく理解され、誰もが平等で対等な社会の形成を推進するため、住民の生活圏に沿った啓発活動が求められます。

方 針

- 1 人権課題について正しい理解を深め、誰もがかけがえのない存在として、一人ひとりの人権を尊重しあうことができるまちづくりを推進します。

詳細施策

① 人権・多様性が尊重される社会の実現

目 標

1 人権意識が向上した状態

互いを理解し、人権が尊重され、認め合い、個人の能力が十分に発揮される社会を実現するため、人権課題について正しい理解を深め、一人ひとりが積極的に行動できるように促します。

目標値

指 標	基準値	目標値
人権講演会アンケートにおける理解度	80.4% (2023 年度)	85.0% (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 多くの方に人権について考える機会が提供できるよう、人権啓発活動(広報・相談・講演会・研修・花運動)の充実を図ります。
- ◇ 人権に関わる問題について、相談したい方が利用しやすい相談体制の充実と整備を図ります。
- ◇ 人権擁護委員、保護司、更生保護女性会など、健全な社会の構築に寄与する方の活動を支援します。
- ◇ ドメスティックバイオレンスや様々な虐待の防止と擁護者に対する支援等に努めます。
- ◇ 学校教育や社会教育における学習機会を通じて人権教育を推進し、正しい理解と認識の醸成に努めます。(生涯学習課)

《優先度》

★★☆
★★☆
★★☆
★★☆
★★☆
★★☆

主管課

福祉介護課・企画政策課

施策4—1 地域コミュニティ

現 況

- 町民意識調査では、「自治会の活動」について、「取り組んでいる」と回答した人の割合が21.2%であり、「今後取り組みたい」と回答した人の割合も、12.2%と低くなっています。
- 自治会が独自に行うコミュニティ活動について、自治会交付金の交付や一般財団法人自治総合センターのコミュニティ事業助成金を活用して、財政的な支援を行っています。
- 転入時に自治会への加入を促進するなど、自治会の活性化に向けた支援を行っています。
- 協働のまちづくり講座を通じて、自治会の人材育成や地域活動の活性化を促進しています。
- 時代の変化とともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、人口は増えていますが、自治会加入率は減少傾向にあります。
- 地域コミュニティの担い手不足に伴う、役員の固定化問題等が継続しています。
- 地域コミュニティ施設は、高齢者の集う場所として、また子どもたちの育成の場として重要な役割を果たしていますが、築50年以上が経っている施設もあり、多くの老朽化が進んでいるのが現状です。

課 題

- 時代の変化とともに人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、地域コミュニティ活動の支援もそのニーズに応じて柔軟に対応する必要があります。
- 本町では自治会を地域コミュニティの核として、環境美化や防犯・防災活動などの地域活動が行われていますが、役員のなり手不足をはじめ、自治会加入世帯が減少している自治会もあり、今後の継続的な地域活動について様々な課題が生じています。
- 自治会活動の拠点である地域集会施設の老朽化が進んでおり、今後は施設の集約化や他の機能との複合化等の検討が必要となってきます。

方 針

- 1 町民等との協働によるまちづくりを推進するため、活力ある地域コミュニティづくりを支援していきます。

詳細施策

① 地域コミュニティ活動の支援

目 標

地域コミュニティ活動が活性化された状態

1 自治会活動による交流や助け合いを通して、地域コミュニティの活性化を支援します。

目標値

指 標	基準値	目標値
地域集会施設の利用人数	21,646人 (2023 年度)	24,000 人 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 地域住民が互いに支え合う社会の実現や、地域課題の解消等を目的に、自治会長連絡協議会との連携、ボランティア活動の推進、各種講座等の開催により地域住民の絆を深め、コミュニティの活性化を図ります。
- ◇ 地域コミュニティ活動の核となる自治会への加入促進を図り、自治会加入率の向上に取り組めます。
- ◇ 地域の自治活動の拠点となる地域集会施設について、計画的な改修に取り組むとともに、将来的な地域集会施設の集約・複合化等による多面的な効果について、調査・研究を行います。

《優先度》

★★★

★★☆

★★☆

主管課

地域防災課

施策 4-2 防災・減災

現 況

- 南海トラフ地震や神奈川県西部地震など発生の切迫性が指摘されています。また、「富士山ハザードマップ」が改定され、新たに開成町にも溶岩流の影響を受ける可能性を指摘されています。
- 災害に備えて食料や生活必需物資などを計画的に備蓄するとともに、自治体や事業者との災害協定により、災害時に不足する物資等を迅速かつ円滑に確保できる体制の強化を図っています。
- 自主防災会は独自に、防災訓練をはじめ共助による防災活動を推進しています。
- 防災講座や地域防災リーダー養成講座の実施により、防災活動の中核を担う人材を育成し、自助、共助の取組強化を図っています。
- 子どもの頃から必要な防災知識や主体的な防災行動を身に付けることができるよう、親子防災デイキャンプを通じて、家庭で防災について考え、非常用持出品の準備など自助の力を高める取組を推進しています。
- 防災行政無線をはじめとする災害時の情報伝達手段の多様化、多重化の推進を図っています。
- 地震災害時の初期消火体制の充実を図り、火災の延焼拡大の被害を防ぐため、家庭用消火器購入斡旋事業の取組を推進しています。

課 題

- 大規模地震の発生時や富士山噴火による溶岩流などの影響を受ける可能性がある場合の広域避難対策の取組強化を図る必要があります。
- 町民の防災意識の高揚を図り、自らの命を守るために、日頃からの備えや一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、さらなる自助、共助の推進を図る必要があります。
- 大規模災害発生時には、ライフラインや職員の被災などにより、行政の災害対応能力は著しく低下することが予想されます。このため多岐の分野に渡り、かつ膨大な量の応急復旧活動を遂行できる受援体制の取組強化を進める必要があります。
- 自然災害や武力攻撃事態、災害時の感染症対策など、危機事象に迅速に対応できる体制強化が必要です。
- 地域防災リーダーの有効活用策が課題となっています。

方 針

- 1 災害時に自らの命を守ることが出来るよう、日頃からの備えや地域内での自発的な防災活動を推進し、自助・共助による地域の防災力の向上を図ります。
- 2 災害時の対応力強化のため、事業者や各種団体及び自治体と災害時の応援協定の充実・強化を図ります。
- 3 災害時の被害の軽減を図ります。

詳細施策

① 地域防災力の強化

目 標

1 地域住民同士の連携による共助の促進

防災活動の中核を担う地域防災リーダーを育成し、自発的な防災活動を行うことが出来るよう、災害対応能力の習熟・向上が図られた状態にします。

2 地域住民が自主的に連携して、防災活動の促進

災害時に自身や家族などを守るため、地域住民がお互いに助け合う「共助」が推進された状態にします。

目標値

指 標	基準値	目標値
地域防災リーダー認定者数	56 名 (2023 年度)	80名 (2028 年度)
防災訓練の参加者数	5,314 名 (2023 年度)	5,600名 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 災害時に地域の担い手となる地域防災リーダーを育成し、避難所開設・運営など、災害対応能力の習熟・向上を図ります。
- ◇ 自主防災会、事業者などと連携し、防災訓練を実施します
- ◇ 町民の防災意識の高揚と災害時の被害を最小限に抑えるため、防災講座や親子防災デイキャンプ等を実施します。

《優先度》

★★★
★★★
★★★

主管課

地域防災課

詳細施策

② 危機管理体制の強化

目 標

1 災害時の迅速な対応強化災害協定の充実

大規模災害時に他自治体や関連業種が迅速に対応できる状態にします。

目標値

指 標	基準値	目標値
災害時応援協定の締結数	71 件 (2023 年度)	83 件 (2028 年度)

主な取組、優先度

「主な取組」	「優先度」
◇ 災害時の受援体制等の対応力強化のため、企業や各種団体及び自治体と災害時の応援協定の強化を図ります。	★★★
◇ 大規模災害時の指定緊急避難場所及び防災講座等での活用を図るため、松ノ木河原多目的広場を防災広場として整備します。	★★★
◇ 災害発生時の十分な応急活動が行えるよう、資機材や食料、燃料などを計画的に整備します。	★★★
◇ 災害時における被災者の避難所入所手続き及び職員等避難者支援業務の負荷軽減・効率化を図ります。	★★★
◇ 武力攻撃事態などから町民の生命・身体・財産を守るため、国や神奈川県と連携し、通信訓練を行うほか、緊急時の避難の留意点などを町民に啓発していきます。	★★☆

主管課

地域防災課

施策4—3 消防・救急

現 況

- 常備消防機関である小田原市消防本部に消防事務を委託しています。
- 火災の発生を予防し、町民の防火意識の高揚を図るため、自主防災会が実施する防災訓練等の機会を捉え、消火・防火指導を行っているほか、消防車両の巡回による火災予防広報等に取り組んでいます。
- 応急手当や救命措置を行うことができる町民を増やすため、救命基礎講習、普通救命講習を実施しています。
- 消防団員確保のための啓発を行い、適齢者はいるものの入団に結びつかない傾向にあるため自治会夏祭り等に出向き、啓発活動を行っています。また、消防団員に対し、応急手当普及員等の資格に必要な受講料等を補助する制度を創設し、消防技術の向上及び新規消防団員確保を図るための取り組みを進めています。

課 題

- 新規消防団員の確保が困難になっていることに加え、昼間に地元にいる団員が減少しており、日中の出動体制の確保が求められています。
- 高齢化の進展に伴う一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しており、平時から災害に備えた、自助・共助による適切な救命措置などの対応力の強化が求められています。

方 針

- 1 町民の生命・身体・財産を守るため、消防・救急体制の充実を図ります。
- 2 消防団の充実・強化を図るため、幅広い町民の入団促進に向けて、自主防災会や消防団協力事業所をはじめとする地域との連携を深め、地域防災力の向上に取り組めます。

詳細施策

① 消防・救急体制の充実

目 標

1 消防・救命救急体制の充実

町民の財産、生命を守るため、町民が応急手当の対応ができる状態にします。

目標値

指 標	基準値	目標値
救命基礎講習の受講者数	283名 (2023 年度)	600名 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 消防事務の委託先である小田原市や近隣市町との連携により、消防・救急体制の強化を図ります。
- ◇ 救命率の向上を図るため、自治会や事業者、各種団体等と連携し、救命基礎講習や普通救命講習を実施します。また、町民に対して救命法を指導することができる「応急手当普及員」資格を多くの消防団員が取得できるよう、計画的に取り組めます。

《優先度》

★★★

★★☆

主管課

地域防災課

詳細施策

② 持続可能な消防団体制の構築

目 標

1 消防団員の充実・強化

将来も持続可能な消防団体制を維持するため、小中学生への啓発活動による次世代の消防団員の育成にも目を向け、消防団の活性化と消防団員が確保された状態にします。

目標値

指 標	基準値	目標値
消防団員の充足率	84.2%(91 名) (2023 年度)	90%以上(98 名以上) (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

《優先度》

- ◇ 開成町消防組織強化推進連絡協議会を中心に、自治会夏祭りや町主催イベントなどを通じて、消防団のPR活動や消防団協力事業所制度の推進を図るなど、地域と一体となった消防団員の確保に取り組めます。
- ◇ 消防団の災害対応力を強化するため、実践的な災害対応訓練や研修、資格取得などを計画的に取り組めます。
- ◇ 老朽化した消防車両や消防ポンプを計画的に更新します。

★★★

★★★

★★★

主管課

地域防災課

施策4—4 生活安全・消費生活

現 況

- 町内における刑法犯発生件数は、令和2年以降、増加傾向にあり、地域コミュニティの一体感や連帯意識の希薄化が、犯罪抑止機能を低下させ、犯罪が起きやすい環境を生み出していると考えられます。
- 近年の町内における交通事故の発生件数は、ほぼ横ばいで推移していますが、高齢者や自転車に関連する交通事故の割合は増加傾向にあります。
- 地域防犯力の向上については、町全体に犯罪が起きにくい雰囲気を生み出すことが犯罪発生を抑止力につながることから、まちの見守り体制を強化する町民参加型のボランティア活動に取り組んでいます。
- 南足柄市消費生活センターで週5回の相談窓口を開設し、町民の消費生活相談に対応しています。

課 題

- 情報化社会の急速な進展による、インターネットや携帯電話などにより、犯罪が複雑化、多様化、高度化してきています。
- 開成駅前への交番の早期設置が求められています。
- 交通事故の多い高齢者や自転車利用者、児童・生徒に重点を置いた交通安全教室などにより、町民の交通安全意識の更なる向上を図る必要があります。
- 特殊詐欺等の手口は、年々巧妙になっていることから、今後も継続的に南足柄市消費生活センターと連携を図り、被害未然防止に努めていく必要があります。

方 針

- 1 防犯カメラの設置等による防犯環境の整備を図るとともに、町民等との協働による防犯力の高いまちづくりを目指します。
- 2 幼児からシニア世代等幅広い年齢層に対して、それぞれの世代に対応した各種交通安全意識の普及啓発による交通事故の抑止を推進します。
- 3 消費者トラブルを未然に防止するため、消費者啓発を積極的に行います。

詳細施策

① 地域防犯力の向上

目 標

1 協働による防犯力強化

犯罪の不安を感じることなく安心して暮らせる状態にします。

目標値

指 標	基準値	目標値
犯罪認知(発生)件数(年間)	109 件 (2023 年度)	80件以下 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》	《優先度》
◇ 警察と連携し、町民等との協働による「かいせい見守りボランティア」活動を通じて、町民総ぐるみの防犯活動を展開します。	★★★
◇ 開成駅周辺の治安の維持・事故防止のため、開成駅前への交番の誘致活動を展開します。	★★★
◇ 犯罪の抑止効果を高めるため、プライバシー保護に配慮しつつ、防犯カメラを計画的に設置します。	★★★
◇ 犯罪の発生を未然に防止するため、不審者情報の発信や振り込め詐欺の発生状況の広報などに取組みます。	★★☆
◇ 夜間における歩行者などの安全を確保するため、地域の状況に応じて防犯灯を設置するとともに、既存の防犯灯を適切に維持管理します。	★☆☆

主管課

地域防災課

詳細施策

② 交通安全対策の充実

目 標

1 交通安全意識の啓発強化

町民の交通安全意識を高め、交通事故を減少させた状態にします。

目標値

指 標	基準値	目標値
交通事故発生件数(年間)	46 件 (2023 年度)	40 件以下 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 交通事故のない安全で安心なまちにするため、開成町交通安全対策協議会を中心に、総合的な交通安全対策を展開します。
- ◇ 交通事故の発生を抑止するため、カーブミラーなどの交通安全施設の適正な整備、維持管理を行うとともに、神奈川県に対して路面標示の修繕についての要望活動を展開します。
- ◇ 地域に密着した交通安全指導を担う交通指導隊員の確保に努めるとともに、資質の向上を図るため研修を実施します。
- ◇ 自転車に関連する事故を防止するため、自転車利用者への街頭指導や自転車ヘルメットの着用促進、自転車保険への加入促進などに取組みます。
- ◇ 子どもや高齢者を対象とした交通安全教室や自転車運転免許講習、シルバードライビング講習を実施し、交通安全意識の高揚と交通事故の減少に取組みます。

《優先度》

★★★

★★☆

★★☆

★★☆

★★☆

主管課

地域防災課

詳細施策

③ 消費者保護対策の充実

目 標

1 消費者啓発の充実

町民が安心して消費生活を送ることができる環境を推進します。

目標値

指 標	基準値	目標値
南足柄市消費生活センター相談件数	84件 (2023 年度)	70 件以下 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 近隣市町と連携し、消費生活相談の機能強化を図ります。
- ◇ 消費者トラブルを未然に防止するため、消費者グループの活動を支援するとともに、消費者グループとの協働による啓発活動を展開します。

《優先度》

★★☆

★★☆

主管課

地域防災課

施策5—1 脱炭素

現 況

- 本町では、令和2年3月に「ゼロカーボンシティ」を表明し、令和 32 年(2050 年)までの二酸化炭素排出実質ゼロを目指して取組を進めています。
中期目標として、本町における温室効果ガスを令和 12 年度までに平成 25 年度比 46%削減を目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることとしています。
- 本町では人口が増加傾向にあり、地域の活力増進が期待される一方で、家庭からの温室効果ガス排出量の増加が懸念されます。
- 人口とともに新築戸建住宅も増加しています。
- 本町における温室効果ガス排出量のうち、事業者由来の排出が約7割を占めています。
- ハウスメーカー、自動車製造販売事業者、金融機関等の幅広い業種の事業者と脱炭素の取組の輪をともに広げるパートナー関係を構築することにより、ゼロカーボンシティ創成の機運が高まっています。

課 題

- 人口や世帯数の増加に伴い、温室効果ガス排出量の増加が懸念されます。
- 国では新築住宅における ZEH 基準の義務化が 2030 年に見込まれており、新築住宅の ZEH 化、既存住宅の省・創・蓄エネ化を進める必要があるが、導入費用などが障壁となっています。
- 本町は住宅における太陽光発電の導入について、十分に進んでいません。
- 本町では国・県事業と連携した取組や各種補助制度を実施しているが、それら取組が十分に浸透しておらず、補助の活用が進んでいません。
- 排出割合の大きい産業部門における温室効果ガス排出量の削減が課題となっています。

方 針

- 1 新築住宅の ZEH 化やソーラーカーポートの導入、既存住宅の太陽光発電設備の導入など、温室効果ガス排出量の削減を進めます。

詳細施策

① ゼロカーボンシティの実現

目 標

1 脱炭素化が進んだ状態

目標値

指 標	基準値	目標値
1 町補助金を活用した ZEH 導入及び家庭における太陽光発電設備の導入件数(累計)	74 件 (2023 年度)	230 件 (2028 年度)

※目標値は、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)と統一するところだが、区域施策編が 2030 年度までを計画期間としているため、2028 年度時点の目標値を持っていない。

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ ZEH、太陽光発電設備、EV 等を対象としたゼロカーボンシティ創
成補助制度等の活用を促進し、住宅や事業所への太陽光発電設備
等の導入を支援します。
- ◇ 4R や自転車の利用など、脱炭素につながる暮らしを推進するた
め、ゼロカーボン等をテーマとした環境講座やイベントを開催し、環
境への意識向上や理解促進を図ります。
- ◇ 中小規模事業者に対して、国や県における補助事業の活用を促進
します。

《優先度》

★★★

★★☆

★★☆

主管課

環境課

施策5—2 自然環境

現 況

- 町内は要定川と仙了川などの河川や水路があり、河川と水路に囲まれた水の豊かな風景は、本町の特色となっています。
- 町内各地にある田んぼや畑は町の総面積の約3割を占めており、まとまった緑地としての役割を果たしています。
- ホタルが飛び交う自然豊かな水辺環境が維持されています。

課 題

- 河川や水路、地下水の水質などを把握するため継続的に検査を実施する必要があります。
- 町民の環境に対する意識を高め、環境に配慮した行動を促すため環境学習の充実が必要です。

方 針

- 1 自然を維持し、自然と共生できる町

詳細施策

① 自然環境の保全と再生

目 標

1 河川の水質が維持されている状態

2 環境学習の提供回数が増え、参加者数が増加している状態

目標値

指 標	基準値	目標値
主要河川の水質の環境基準適合率	100% (2023 年度)	100% (2028 年度)
環境学習の参加者数	54人 (2023 年度)	100人以上 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 河川や水路、地下水における水質の実態を把握するため、12地点の水質調査を実施します。
- ◇ 環境について自ら考え、率先して行動できる人づくりを進めるため、幅広い年代の学習ニーズに対応した環境学習を企画し、実施します。
- ◇ ホタルが飛び交う風景を維持するため、ホタルの生息が可能な水辺環境を維持します。

《優先度》

★★☆

★★☆

★★☆

主管課

環境課

施策5—3 生活環境

現 況

- 環境美化についての関心と理解を深め、積極的に環境美化に関する活動を行う意欲を高めるため、年2回かいせいクリーンデーを設け、町民清掃活動を実施しています。
- 人口の増加に伴い、犬の登録数も増加しています。
- 管理されていない空き地の増加傾向があります。

課 題

- 良好な生活環境を保全・形成するため、町民、自治会、企業などのさまざまな主体と協働して、クリーンデーなどの環境美化活動を進める必要があります。
- ごみの不法投棄やペットの糞の放置などの迷惑行為を防止するため、町民一人一人のモラルの向上を図る必要があります。
- 空き地に草木が繁茂することで近隣の住環境の悪化に繋がるため、土地所有者に適正な土地管理を仕向ける必要があります。

方 針

- 1 町民、自治会、企業などとの協働による環境美化活動を通して、環境美化意識の向上を図ります。
- 2 町民の快適な生活環境を確保するため、良好な衛生環境の保持に努めます。

詳細施策

① 環境美化活動の推進

目 標

1 町民、自治会、企業など連携し、地域の環境美化活動であるかいせいクリーンデーの参加者が増加し、町民の環境への意識が向上している状態

目標値

指 標	基準値	目標値
かいせいクリーンデー参加者数	9,492 人 (2023 年度)	10,000 人 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 環境美化に関する活動を行う意欲を高めるため、「かいせいクリーンデー」を実施し、町民や事業者の環境美化についての関心と理解を深めます。
- ◇ 環境美化推進協議会と連携し、不法投棄やペットのフンの後始末をするための啓発やパトロールを強化します。

《優先度》

★★★

★★☆

主管課

環境課

詳細施策

② 快適な生活環境の確保

目 標

1 町民の快適な生活環境を確保するため、衛生的な環境の保持し、公害が発生していない状態。

目標値

指 標	基準値	目標値
公害発生件数	0件 (2023 年度)	0件 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 町内における騒音、水質汚濁、悪臭などの公害を防止するため、神奈川県と連携し、啓発活動や適正な指導を実施します。
- ◇ 犬などのペットのフンの不始末や鳴き声によるトラブルを防止するため、ペットの飼い主のマナーの向上に取り組みます。
- ◇ し尿や浄化槽汚泥を適正に処理するため、足柄衛生センターの適正な運営を推進します。
- ◇ 住環境の悪化を防止するため、草が繁茂した土地の所有者に適正な土地管理について指導します。

《優先度》

★★☆
★★☆
★★☆
★☆☆

主管課

環境課

施策5—4

資源循環

現 況

- 収集した燃えるごみは、山北町内の足柄西部環境センターで焼却し、その焼却灰を長野県の民間最終処分場に運搬し、埋め立て処分を行っています。
- 家庭や事業所などのごみの分別に対する意識の高揚や協力により、ごみの排出量は減少傾向にあり、家庭系ごみの町民一人あたりの排出量が6年間で約 8.5%削減しています。
- 資源循環型社会の形成を図るため、平成 16 年に開成町グリーンリサイクルセンターを設置し、剪定枝と小学校及び幼稚園から排出される生ごみの一部について堆肥化に取り組んでいます。

課 題

- 環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を進めるため、ごみと資源の分別を徹底するなど、一層のごみの減量化・資源化が必要です。
- 町内にごみの焼却施設や最終処分場を有していない。町民のごみ問題への関心を高め、引き続き、町民一人あたりのごみ排出量の更なる削減に取り組む必要があります。
- ごみの減量化・資源化を一層進めるため、4R運動を推進するとともに、ごみの出し方や分別ルール徹底を図る必要があります。
- 開成町グリーンリサイクルセンターの健全かつ効率的な運営のため、今後老朽化を迎える建物施設の修繕や、定期的な破碎機器の修繕が必要です。

方 針

- 1 4R 運動のごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)、発生回避(リフューズ)に努め、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を進めます。
- 2 ごみの適正な収集・処理を進めます。

詳細施策

① ごみの適正処理の促進

目 標

- 1 4R 運動により家庭系ごみの排出量が削減されている状態
- 2 ごみの分別ルールを徹底し、資源化率が向上している状態
- 3 ごみの適正な収集・処理を継続できている状態

目標値

指 標	基準値	目標値
町民1人、1日当たりの家庭系ごみの排出量	624g (2023 年度)	614g (2028 年度)
資源化率	31.9% (2023 年度)	33.0% (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 環境への負荷を低減するため、町民のごみ問題への関心を高めるとともに、4R運動によるごみの減量化・資源化を推進します。
- ◇ 一般廃棄物を計画的に処理するため、足柄西部環境センター及び足柄上衛生組合の適正な運営を推進します。
- ◇ ごみ処理体制の合理化、効率化を図るためのごみ処理の広域化について、足柄上地区ごみ処理広域化協議会において協議を進めます。
- ◇ 資源化率の向上を図るため、広報等で分別ルールを周知するとともに、徹底に努めます。
- ◇ 「開成町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの計画的な処理を推進します。

《優先度》

★★★
★★★
★★★
★★☆
★★☆

主管課

環境課

施策6—1 都市形成

現 況

- 本町は、全域が都市計画区域に指定されており、町域を田園居住地域、都市型居住地域、新都市拠点地域に区分し、計画的な土地利用を進めています。
- 平成 27 年(2015 年)に開成町都市計画マスタープランを改定し、「人と水と緑が調和した活力ある快適都市“かいせい”」の将来都市像に向けて、この計画に沿った規制や誘導によって、計画的な土地利用を進めています。
- 田園居住地域は、全域が市街化調整区域であり、大部分の区域が農業振興地域に指定されており、優良農地の保全に努めるとともに、都市近郊農業地帯として土地利用を進めています。
- 都市型居住地域は、ほぼ全域が市街化区域であり、住宅地を中心に、商業施設、工場施設、公共施設などが集まり、生活圏における多面的な役割を担っています。
- 新都市拠点地域は、土地区画整理事業により、小田急線開成駅を中心とした広域交流拠点として新市街地の形成を進めています。
- 土地をめぐるトラブルを防止し、課税の公平性を確保するため、地籍調査を実施しています。(都市整備課)

課 題

- 田園居住地域は、良好な自然環境や農業環境との調和を図り、地域コミュニティの維持発展を図るべく、地域の特性を活かした土地利用を推進する必要があります。
- 都市型居住地域は、都市基盤施設の充実と無秩序な開発の防止に努め、良好な市街地の形成を促進する必要があります。
- 新都市拠点地域は、良好な住宅地、商業拠点や産業拠点などの都市機能の集積を図るなど、計画的な市街地の形成を推進する必要があります。

方 針

- 1 市街地内における地区特性を踏まえた土地利用、非市街地内における活力の維持と環境保全が調和した土地利用の計画的な規制・誘導を図ります。
- 2 都市の発展と自然環境との調和に配慮した市街地の整備と適正な拡大を図ります。

詳細施策

① 計画的な土地利用の推進

目 標

1 計画的な土地利用が進み、町が発展している状態

都市の健全な発展と秩序ある整備に向けた土地利用の誘導、規制を行い、計画的な土地利用を進めます。

目標値

指 標	基準値	目標値
指標無し	(2023 年度)	(2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、長期的視点に立った都市計画に基づく、計画的な土地利用を推進します。
- ◇ 計画的な土地利用を進めるため、「開成町都市計画マスタープラン」に沿って、土地利用の規制や誘導を行います。
- ◇ 市街化区域・市街化調整区域の区域区分制度、用途地域などの地域地区制度の運用によって、適正な土地利用と都市施設の計画的な配置を行います。
- ◇ 町の成長にあわせた新たな市街地の拡大と産業、商業拠点の集積を図るべく、都市計画事業を推進します。
- ◇ 効率的な土地利用を図るため、土地を巡るトラブルの防止や課税の適正化、土地取引の円滑化、災害普及の迅速化などに役立つ地籍調査を引き続き実施します。(都市整備課)

《優先度》

★★★

★★★

★★★

★★★

☆☆☆

主管課

都市計画課

詳細施策

② 市街地整備の推進

目 標

1 市街地のにぎわいが創出された状態

小田急線開成駅を核としたまちづくりを推進し、商業拠点や産業拠点などの都市機能の集積を進めるとともに、地区の特性を踏まえた良好な住宅地の形成を図ります。

2 新市街地が形成され、町がさらに発展している状態

将来における人口や世帯の状況、産業や土地利用の状況など社会的背景を踏まえ、計画的に自然環境と調和した新市街地の整備と拡大を図ります。

目標値

指 標	基準値	目標値
指標無し	(2023 年度)	(2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 都市計画道路駅前通り線及び周辺地区の都市基盤整備を図るため、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業を推進します。
- ◇ 将来推計人口を踏まえ、新都市拠点地域の区域区分を見直すことにより、新市街地の整備を推進します。
- ◇ 南足柄市と連携し、足柄地域の経済の活性化を図るため、足柄産業集積ビレッジ構想を推進します。
- ◇ 医療施設、福祉施設、商業施など居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設の集積を図ります。
- ◇ 土地区画整理事業未施行地区の事業手法の見直しを検討します。

《優先度》

★★★★
★★★★
★★★★
★★★
★★★

主管課

都市計画課

施策6—2 道路

現 況

○令和 3 年 6 月に駅前通り線周辺地区土地区画整理事業の認可を受けて、都市計画道路「駅前通り線」と「中家下島線」の整備を進めています。

○幹線道路である県道 720 号(怒田開成小田原)に歩道がなく歩行者の通行が危険な箇所があります。

○道路や橋梁は利用状況や経年劣化により改修や修繕が増えています。特に橋梁については 5 年に 1 回の定期点検が義務化されて、修繕が必要とされた橋梁について修繕を実施しています。

課 題

○みなみ地区の付加価値を高めるため、開成駅とみなみ地区を繋ぐ駅前通り線の整備を進める必要があります。

○県道 720 号(怒田開成小田原)の未整備区間の歩道整備について、神奈川県と連携し進める必要があります。

○道路や橋梁の計画的な修繕、狭あい道路の拡幅など、町民に身近な生活道路の整備や維持管理をさらに取り組む必要があります。

方 針

1 主要道路となる都市計画道路などの整備を進めます。

2 計画的に生活道路や橋梁の整備や維持管理を進めます。

詳細施策

① 幹線道路の整備

目 標

1 主要な道路の交通網が整備された状態

駅前通り線周辺地区土地区画整理事業に合わせ、都市計画道路の整備を進めます。

目標値

指 標	基準値	目標値
定量的目標無し		

主な取組、優先度

《主な取組》

◇小田急線開成駅へのアクセス向上と魅力ある施設の集約を図るため都市計画道路駅前通り線、都市計画道路中家下島線の整備を進めます。

◇神奈川県などの関係機関と調整を図り、県道 720 号(怒田開成小田原)の未整備区間の歩道整備や都市計画道路山北開成小田原線の北部地域における未整備区間の整備を推進します。

《優先度》

★★★

★★☆

主管課

都市整備課

詳細施策 ② 生活道路や橋梁の整備

1 生活道路、橋が安心安全で通行できる状態

町道のネットワーク化を図るため、計画的に町道の整備を進めます。

橋梁の長寿命化を図るため、予防保全型の維持管理を行います。

目標値		
指 標	基準値	目標値
定量的目標無し		

主な取組、優先度	
《主な取組》 ◇ 安全で快適な道路環境を保持するため、定期的に道路パトロールを実施して破損箇所の早期発見、計画的に道路舗装の補修や道路構造物の修繕を実施します。 ◇ 幹線道路を補完する町道のネットワーク化を図るため、計画的に町道の整備を進めます。 ◇ 橋梁の長寿命化を図るため、定期点検の結果を踏まえた予防保全型の維持管理を行います。 ◇ 道路の安全性・利便性の向上を図るため、町道の拡幅整備や歩道整備を行います。	《優先度》 ★★★ ★★★ ★★☆ ★★☆

主管課

都市整備課

施策6—3

河川・水路

現 況

○町内の水路が果たす役割は、都市化の進展や下水道の整備によって、農業用水路としての役割から、雨水を流す排水路としての役割へと変化をしています。

○水路施設の老朽化が進んでおり、修繕が必要な箇所が年々増加傾向にあります。

○近年、水路内の土砂上げの機会が減ったため、水路内の土砂の堆積がひどく、人力での対応が難しい箇所が増えています。

課 題

○町内の河川や水路では、局地的な大雨による氾濫などの危険性があることから、浸水被害を防止するため、計画的に改修を行う必要があります。

○河川や水路の氾濫を防止するため、堆積した土砂や草木の除去、水門や分水堰の適切な管理などにおいて、地域の実情を熟知する町民との協働によるきめ細かな対応が求められています。

○町の東部を流れる酒匂川、町内を流れる要定川、仙了川はいずれも神奈川県が管理する二級河川であることから、適切な維持管理や必要な改修について神奈川県と連携を強化する必要があります。

方 針

1 治水対策や自然環境の保全・活用に配慮した総合的な河川・水路の整備を進めます。

詳細施策

① 河川・水路の整備

目 標

- 1 河川、水路の水を安定して流す状態
総合的な河川・水路の整備を進めます。

目標値

指 標	基準値	目標値
定量的目標無し		

主な取組、優先度

- | | |
|--|-------|
| 《主な取組》 | 《優先度》 |
| ◇ 浸水被害を防止するため、公共下水道(雨水幹線)計画に基づく水路整備を進めます。 | ★★★ |
| ◇ 浸水被害を防止するため、酒匂川、要定川、仙了川について河川管理者である神奈川県に対して、適切な維持管理や必要な改修を要望します。 | ★★☆ |
| ◇ 河川や水路の氾濫を防止するため、町民との協働による河川や水路の適切な維持管理を行います。 | ★★☆ |

主管課

都市整備課

施策6—4 公園・緑地

現 況

- 都市化の進展により、農地の宅地化が進むなど、身近な緑が減少しています。
- 本町では、これまでに、13 か所の都市公園や 10 か所の農村公園を整備するなど、町民の憩いの場として公園を整備しています。
- 身近な緑を増やすため、公園や道路における緑化を進めています。
- 施設の老朽化、人件費等の高騰、地球温暖化に伴う雑草の繁茂等の影響により、維持管理費用が増加傾向となっています。
- 公園・道路緑地ボランティア制度やあじさいの里親制度(産業振興課)など、公園や緑地の維持管理について、地域住民との協働の取り組みを進めています。

課 題

- 公園は、子どもの遊び場としての機能のほか、地域住民の交流拠点や災害時の避難場所としての機能を有していることから、地域のニーズや特性を生かした、だれもが安心して利用できる公園として再整備する必要があります。
- 緑地は、町民生活に潤いや安らぎを与えてくれることから、農村・集落地域の農地の保全を図るとともに、公共施設における緑化をはじめ、町内全域で開発と調和した道路や公園での緑化に努める必要があります。
- 地域のニーズを踏まえ、町民が親しみを持てる公園や緑地を形成するため、公園や緑地などの維持管理における地域住民との協働の拡充を図るとともに、民間活力を活用する必要があります。
- 公園や緑地などの維持管理に視点をおいた効率的な運営に努めるとともに、適切な施設の修繕、改修を図る必要があります。
- あじさいの里のあじさいの老木化が進んでいることから、計画的に植替えを進める必要があります。(産業振興課)

方 針

- 1 身近な水・緑環境の適正な確保に努め、緑のネットワークの形成と緑化を推進します。

詳細施策① 公園・緑地の整備

目 標

- 1 公園・緑地が整備され、適切に維持管理された、身近に水、緑を感じられる状態
町民生活に潤いや安らぎを与える公園や緑地の計画的な整備・改修を進めるとともに、いつも快適に利用できるように適切な維持管理を協働で進めます。

目標値

指 標	基準値	目標値
公園緑地ボランティア登録数	26団体(人) (2023 年度)	31団体(人) (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 快適な公園環境を維持するため、除草作業の適切な実施、植栽の適切な管理、公園施設の計画的な改修、更新などに取り組みます。
- ◇ 町民との協働による公園・緑地の維持管理を通じて、環境美化意識の高揚を図るため、公園・道路緑地ボランティア制度を推進します。
- ◇ 誰でも利用できる公園を目指した遊具等の更新を進めるとともに、ターゲット絞った特色ある公園の整備を民間活力の導入を含めて検討します。
- ◇ 緑地の適正な保全、緑化の推進を計画的かつ効果的に実施するため、「開成町緑の基本計画」の見直しを必要に応じて検討します。
- ◇ 潤いある景観形成を図るため、開発指導による緑化を推進します。

《優先度》

- ★★★
- ★★☆
- ★★☆
- ★★☆
- ★★☆

主管課

都市計画課

施策6—5

上下水道

現 況

- 本町の上水道は町内 6 箇所の水源地で地下水を取水し、浄水場で滅菌処理を行って、町内全域に給水しています。
- 町民の節水意識の向上に加え、単身世帯の増加や核家族化などの社会情勢の変化により、町民一人あたりの使用水量は減少方向にあります。
- 水道水を安定的に供給するため、浄水場や水道管の耐震化、老朽化した水道施設の計画的な更新に努めています。
- 本町の下水道事業は、昭和 56 年度に事業着手し、平成元年に供用開始しました。面整備率は令和 5 年度末現在で 68.9%となっています。
- 快適な生活環境を確保するため、汚水処理施設アクションプランに基づき、計画的に公共下水道の整備を進めています。
- 下水道の施設整備の普及率の向上に伴い、公共下水道の維持管理費用が増加しています。

課 題

- 安全でおいしい水に対する町民ニーズが高まっていることから、町民の水道水に対する信頼を確保するため、適正な水質管理が求められています。
- 水道水を安定的に供給するため、耐用年数を迎える水道施設や水道管を計画的に更新する必要があります。
- 浄水場や重要度の高い管路の耐震化、災害時の早期普及のための資機材の整備など、水道施設の災害対策を進める必要がある。
- 水道料金収入の減少や水道施設維持管理費用の増加に対応するため、また、将来にわたって安定的に下水道サービスを提供するため、上下水道事業の経営効率の向上を図る必要があります。
- 快適な生活環境を確保するため、引き続き計画的に公共下水道の整備を進める必要があります。

方 針

- 1 水道水を安定的に供給するため、水道施設を計画的に更新します。
- 2 快適な生活環境を確保するため、計画的に下水道整備を進めます。
- 3 持続可能な経営をめざして、事業の効率化と経営の健全化を図ります。

詳細施策

① 水道水の安定供給

目 標

安全でおいしい水を安定供給できる状態

水道水を安定的に供給するため水道施設を計画的に更新します。

目標値

指 標	基準値	目標値
水道 有収率	92.3% (2023 年度)	94.0 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

◇水道事業アセットマネジメント計画に基づき、計画的に水道施設の更新を進めます。

◇市民が安心して水道水が利用できるよう、水質検査計画に基づき、適正な水質管理を行うとともに、水質情報の公開に努めます。

◇重要度の高い管路の耐震化を進めます。

◇災害への対応力を強化するため、水道施設の復旧に必要な資機の整備を進めます。

《優先度》

★★★

★★★

★★★

★★☆

主管課

都市整備課

詳細施策 ② 下水道整備と維持管理

目 標

下水道が整備されて、水路の水質が改善される状態
快適な生活環境を確保するため、計画的に下水道の整備を進めます。

目標値

指 標	基準値	目標値
下水道 面積整備率	68.9% (2023 年度)	73.2% (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

《優先度》

◇汚水処理施設アクションプランに基づき、計画的に公共下水道の整備を進めます。

★★★

◇下水道管の状態を把握するため、布設年が長い管を優先に管路調査を実施します。

★★☆

主管課

都市整備課

詳細施策 ③ 上下水道事業の健全経営

目 標

水道事業、下水道事業が安定して運営できる状態
持続可能な経営をめざして、事業の効率化と経営の健全化を図ります。

目標値

指 標	基準値	目標値
水道 料金回収率	93.47%※ (2023 年度)	100%(独立採算の原則) (2028 年度)
下水道 経費回収率	80.87%※ (2023 年度)	84.59% (2028 年度) (8 年後に全国類似団体 平均 88.3%を目標設定)

() 一般会計繰入加味

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇企業会計である水道、下水道事業の健全な経営を維持するため、
上下水道料金の収納率の向上や上下水道料金の見直し、更なる経費
節減に取り組めます。
- ◇水道事業の合理化を図るため、業務の外部委託や水道事業の広
域化などについて研究を進めます。

《優先度》

★★☆

★☆☆

主管課

都市整備課

施策6—6 住環境

現 況

- 本町は、豊かな自然に恵まれていることから、自然環境と調和した住宅地の形成に努めています。
- 土地区画整理事業が施行された区域では、地区計画制度を導入し、良好な住環境の整備に努めています。
- 平成 27 年(2015 年)に誕生した「みなみ地区」は、水と緑のうるおいある美しい街並みが形成されています。
- 本町における空き家は少ないものの、全国と同様に増加傾向となっています。
- 大規模な地震が想定されるなか、開成町耐震改修促進計画に基づき建築物の耐震化を推進しています。
- 町営住宅の計画的かつ効率的な管理を行うため、町営住宅の整理統合に着手し、平成 30 年度(2018 年度)には老朽化が進んでいた町営住宅四ツ角団地を廃止しました。

課 題

- 快適で住みよい居住環境の整備を図るため、地域の特性に配慮した良好な住環境の整備や保全が求められています。
- 令和元年(2019年)には、小田急線開成駅が急行停車駅になり、地域の拠点駅にふさわしい駅周辺の良好な市街地整備を進める必要があります。
- 空き家問題が顕在化する前から予防的な対応含めて、対策を検討する必要があります。
- 町営住宅(円通寺団地・河原町団地)は、いずれも昭和 50 年代の建設であり、老朽化が進んでいることから、計画的かつ効率的な維持管理が求められています。

方 針

- 1 地区毎のまちづくりに連携した住環境の整備、地区特性に応じた特色ある都市景観の形成を推進します。
- 2 入居者が安全で安心して生活することができるよう、町営住宅の適切な維持管理をします。

詳細施策

① 良好な住環境の形成

目 標

1 良好な住環境の保全・形成された状態

適正な規制・誘導により、豊かな自然環境と調和し、都市機能の充実した利便性の高い、安心安全で良好な住環境の保全・形成を進めます。

目標値

指 標	基準値	目標値
住宅の耐震化率	87% (2023 年度)	95% (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》	《優先度》
◇ 地域住民の合意と協力を得ながら、地区計画、建築協定などの制度を活用し、住みたいと思える自然環境と利便性の高い住環境の整備を進めます。	★★★
◇ 良好な住環境を形成するため、開成町開発行為指導要綱に基づき、無秩序な開発の防止に努めます。	★★★
◇ 開成町住環境整備マスタープランに基づき、既成市街地の計画的な整備を進めます。	★★☆
◇ 都市計画道路駅前通り線の整備、周辺地区の都市基盤整備を図るため、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業を推進します。	★★★
◇ 開成駅の乗降客数及び駅周辺環境の変化を捉えて、駅前広場を含む交通結節点としての機能向上に取り組みます。	★★☆
◇ 空き家の利活用や予防も含めた発生対策に取組み、空き家対策を推進します。	★★☆
◇ 地震による建築物被害を軽減するため、木造住宅の耐震診断費用や耐震補強工事費用への助成を行うなど、建築物の耐震化を促進します。	★★★

主管課

都市計画課

詳細施策

② 公共住宅の供給

目 標

1 公営住宅が適正に管理されている状態

入居者が安全で安心して生活することができるよう、適切な施設の維持管理に努めます。

目標値

指 標	基準値	目標値
指標なし	(2023 年度)	(2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 老朽化した施設や高齢化が進む入居者に適切に対応するため、町営住宅の整備方針を再検討し、町営住宅の適切な維持管理に努めます。

《優先度》

★★★

主管課

福祉介護課

施策6—7 公共交通

現 況

- 小田急線開成駅は平成31年(2019年)3月から急行停車駅となり、乗降客数は横ばい傾向にあり、令和4年(2022年)には1日あたり約1万2千人になっています。
- 小田急線開成駅に乗り入れる路線バスは、箱根登山バスのみとなっており、運行本数が、平日は1日8本、土休日は運行しておらず0本に留まっています。
- 町内を運行するバスは、小田急線新松田駅と大雄山線大雄山駅(関本)を結ぶ東西方向の路線は充実しているものの、南北方向では運行していません。

課 題

- 平成31年3月から小田急線開成駅が急行停車駅となり利便性が向上しました。現在、駅前通り線区画整理事業を実施していることから、駅機能や駅周辺の都市機能の充実を図る必要があります。
- 都市計画道路和田河原開成大井線の足柄紫水大橋西側から国道255号線までの区間の事業化が図られたことから、小田急線開成駅を拠点に足柄平野を東西に結ぶ広域的なバス路線の整備について、近隣市町と連携して実現に向けた取組を進める必要があります。
- 高齢者や障がい者、子育て世代など誰もが移動しやすい交通体系の構築が求められています。

方 針

- 1 公共交通は現行の路線は維持し、新たにデマンド型交通の活用や自動運転システムなど次世代交通システムの構築についても検討します。

詳細施策

① 公共交通の充実

目 標

- 1 公共交通の利便性の向上を図ります。

目標値

指 標	基準値	目標値
交通の便に満足している人の割合	(2023 年度)	(2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 誰もが移動しやすい公共交通体系を構築するため、バス路線の維持・確保を図ります。
- ◇ 近隣市町と連携し、広域的なバス路線の整備に取り組みます。
- ◇ 小田急線開成駅の利便性の向上を図るため、利用実態を踏まえた運行形態の改善や駅施設の改修などについて、鉄道事業者に働きかけます。
- ◇ デマンド型交通の活用や自動運転システムなど次世代交通システムの構築について調査・研究を進めます。

《優先度》

★★☆
★★☆
★★☆
★★☆

主管課

企画政策課

施策7—1 商工業

現 況

- 本町の商業は、県道御殿場大井線沿いに多くの商業施設が立地しているほか、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業により、新たな商業地の形成が期待されます。
- 消費ニーズの多様化、後継者不足などを背景に、大型店への消費者のシフトが進み、小規模商店が減少しています。また、EC 市場が拡大しており、リアル店舗とネット販売の競争も起こるなど、小規模商店の業況はますます厳しくなっています。
- 観光客等へのおもてなしや、開成町のブランドを広く発信し、販路拡大等により商工振興や農業振興の促進を図るため、産品を開成町ブランドとして認定しています。
- 地域コミュニティに根差した商工業者は、さまざまな地域活動の担い手となっています。

課 題

- 高齢化の進行に伴い、町民の日常生活に密着し、きめ細かなサービスを提供する小規模商店を確保していく必要があります。
- 特産品の開発や農業・観光などの他産業との連携、異業種間の交流の促進によって、商工業の振興を図る必要があります。
- 厳しい社会経済情勢の中で、地域経済を支える中小企業が、経営環境の変化に対応した事業を展開することができるよう、経営基盤の安定化を図る必要があります。
- 企業には、社会の一員として、社会や地元に貢献する活動が求められているとともに、これらの活動の推進にあたっては、地域社会との連携や協働が求められています。

方 針

- 1 地域に根差した商工業の振興を図ります。
- 2 中小企業の経営環境の変化に対応した事業展開を支援します。

詳細施策

① 商工業の振興

目 標

- 1 開成町ブランドの認定を通じ、特産品の開発や販路拡大を進め、他産業との連携や異業種間交流を図り、地域に根差した商工業の振興を図ると共に、開成町ブランドの販売の4%増を目指します。

目標値

指 標	基準値	目標値
開成町ブランド売上金額	17,750千円 (2023 年度)	18,460 千円 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 新しいニーズにあった経営、販路の拡大などでは、足柄上商工会や地域金融機関などと連携し支援することで、商工業の活性化を図ります。
- ◇ 開成町ブランドの認定を推進します。
- ◇ 年間を通じた開成町ブランド認定商品の販売場所を構築し、あじさいまつり、瀬戸屋敷ひなまつりなどの観光イベントなどで販売することで商業の活性化を図ります。
- ◇ 観光・農業などの他産業との連携による商品開発など地域ブランド化を進め、商工業の活性化を図ります。

《優先度》

- ★★☆
- ★★☆
- ★★☆
- ★★☆

主管課

産業振興課

詳細施策 ② 中小企業の支援

目 標

- 1 中小企業の経営環境の変化に対応した事業展開に必要な資金を支援し、中小企業小口資金融資制度の利用件数を増やすことで、町の商工業活性化を目指します。

目標値

指 標	基準値	目標値
中小企業小口資金融資制度の利用件数 (年間)	19 件 (2023 年度)	23 件 (2028 年度)

主な取組、優先度

「主な取組」	「優先度」
◇ 足柄上商工会や地域金融機関などが行う中小企業の経営相談や経営診断を支援します。	★★★
◇ 中小企業の経営の安定化・合理化を図るため、引き続き、信用保証料の助成や金融機関への融資資金の預託を実施します。	★★★
◇ 起業家の創業を支援するため、創業時の融資に係る利子補給制度を継続して実施します。	★★☆
◇ 足柄上商工会や地域金融機関などと連携し、中小企業の円滑な事業承継を支援します。	★★☆
◇ 中小企業の経営の安定化・合理化を図るため、引き続き、信用保証料の助成や金融機関への融資資金の預託を実施します。	★★☆

主管課

産業振興課

施策7—2 農業

現 況

- 本町の農業は、農家の経営者の平均年齢は70歳を超えており、農業経営者の高齢化が進んでいます。また、販売農家のうち36%で農業後継者がいない状況となっています。
- 高齢化等に伴い町外者の農地所有者が増加しています。
- 本町では、経営耕作面積が1ヘクタールに満たない小規模な農業経営体が88.7%を占めています。
- 食に対する安全意識の高まりから、農業への関心が高まっており、農業活性化を図るため、ふれあい農園の設置、米栽培体験学習塾の開催、農家の農作物収穫体験の支援、民間主導の日曜朝市の支援などに取り組んでいます。

課 題

- 農地の有する自然環境や景観の保全など、多面的な機能を維持するために、優良農地の保全に努める必要があります。
- 農家の経営者数の減少、高齢化などにより、農地、水路の管理が難しくなっています。
- 自然環境や景観の保全等を維持するため、継続して農業を行ってもらえるように、農地の環境整備が必要となってきました。
- 農家の安定した経営のため、農業を活用し、観光事業と連携した体験型農業への支援や、新たな特産品の開発などに取り組む必要があります。

方 針

- 1 農業経営の基盤となる優良な農地の確保、保全を図ります。
- 2 高付加価値の農作物への転換を推進し、農業経営の活性化を図ります。

詳細施策1 優良農地の保全

目 標

- 1 農業経営の基盤となる優良な農地の確保、保全のため、担い手への農地の集積・集約化を推進していきます。

目標値

指 標	基準値	目標値
担い手への農地の集積率	10% (2023 年度)	15% (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》	《優先度》
◇ 本町の農業が抱える人と農地の問題を解決するため、人・農地プランに基づく地域計画の策定、推進を図ります。	★★★
◇ 優良農地の確保・保全と農業振興を図るため、農業振興地域計画を推進します。	★★☆
◇ 担い手への農地の集積・集約化を進めるため、農地中間管理事業を推進します。	★★☆
◇ 農地の有する自然環境や景観の保全など、多面的な機能を維持するため、地域の水路、農道の維持管理に関する地域の共同活動を支援します。	★★☆
◇ 継続して農業を行なえるように、水路、農道の整備を推進します。	★★☆

主管課

産業振興課

詳細施策2 農業経営の活性化

目 標

1 高付加価値型農業への転換を図ります。

目標値

指 標	基準値	目標値
開成弥一芋の出荷量	13t (2023 年度)	15t (2028 年度)

主な取組、優先度

「主な取組」	「優先度」
◇ 農産物の付加価値を高めるため、農作物のブランド化を推進します。	★★★
◇ 開成町ブランドである「開成弥一芋」や「快晴茶」などの農産物の普及に向けた取り組みを支援します。	★★☆
◇ 農業経営の活性化を図るため、農業者と消費者とのつながりを育む場として、「瀬戸屋敷」交流拠点や日曜朝市などの支援に取り組めます。	★★☆
◇ 農業者の所得向上のため、町のイベントや観光事業と連携した農家の農作物収穫体験を支援していきます。	★★☆

主管課

産業振興課

施策7—3

観光

現 況

- 個人の価値観やライフスタイルの多様化とともに旅行のスタイルが多様化しています。団体旅行が減少し、家族や友人・知人など、出かける個人旅行や小グループ旅行が増加しています。ネットの汎用性も高まり、個人の好みや興味・関心にあわせた行動をとることができるようになり、観光地は多様だけではなく、個人のニーズに合致した個性的な取り組みが求められるようになっていきます。
- あじさいまつりや瀬戸屋敷ひなまつりなどのイベントの開催期間には、県内外から多くの観光客が訪れています。
- 年間を通じた観光客の誘致を図るため、あしがり郷「瀬戸屋敷」を核とした魅力ある観光・交流拠点づくりを進めています。
- 近隣市町と連携し、地域全体の魅力を生かした情報発信を行い、相乗効果を図り、近隣市町と連携したイベントの共同開催や地域資源の活用に取り組んでいます。
- あしがり郷「瀬戸屋敷」を核として、民間事業者や地域住民と連携し、日本の暮らしや文化を伝える体験を中心としたインバウンド事業に取り組んでいます。

課 題

- 年間を通じた観光客の誘致を図るには、町の花であるあじさいや農業などの町の持つ地域資源の更なる掘り起こしや地域資源を活用した観光メニューの開発に努める必要があります。
- 近隣市町の持つ地域資源を組み合わせた観光ルートの形成、メニューの充実を図る必要があります。
- 観光・交流拠点となっている、あしがり郷「瀬戸屋敷」を一層充実させるため、イベントなどのソフト事業・施設整備などのハード事業について検討する必要があります。
- ネット・SNSなどの汎用性に対応した情報発信方法について検討する必要があります。

方 針

- 1 あじさいまつりなどイベントの開催及びあしがり郷「瀬戸屋敷」を観光・交流拠点として、町の持つ地域資源を生かした観光を推進し、年間を通じた観光客の誘致を図ります。

詳細施策

① 地域資源を生かした観光の推進

目 標

- 1 町の花であるあじさいや農業など町が持つ地域資源を活用した観光メニュー開発に努め、町の観光を推進し、年間で開催する観光イベントを充実させることで、年間を通して、観光客を誘致します。

目標値

指 標	基準値	目標値
年間入れ込み観光客数	252,000 人 (2023 年度)	288,000 人 (2028年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

《優先度》

- ◇ あじさいまつりや納涼まつり、阿波おどり、ひなまつりなどの観光イベントの充実を図ります。★★☆
- ◇ 地域資源の発掘、活用により、新たな観光メニューの開発に取り組みます。★★☆
- ◇ あじさいまつりや瀬戸屋敷ひなまつりなどの観光イベントの充実を図ります。★★☆
- ◇ あしがり郷「瀬戸屋敷」を観光・交流拠点として、収穫体験、年中行事、インバウンド観光客の受け入れなど、年間を通じた観光客の誘致を図ります。★★☆
- ◇ あしがら観光協会、あしがら地域着地型観光推進実行委員会等近隣各市町と連携を図り、各市町の持つ資源を組み合わせた観光ルートの開発やイベントの共同開催による相乗効果を図ります。★★☆
- ◇ 交流人口の拡大を図るとともに、開成町のファンづくりを進めるため、戦略的なPR活動や多様な媒体を活用した情報発信を行います。★★☆
- ◇ あしがり郷「瀬戸屋敷」観光交流拠点施設として適切に維持管理を行い、一層充実させるため施設整備についても検討します。★★☆

主管課

産業振興課

施策7ー4

雇用

現 況

- コロナ禍の混乱が過ぎ、景気の緩やかな回復基調を背景に、雇用情勢にも持ち直しの動きが見られますが、企業と求職者とのニーズが一致しない雇用のミスマッチによる就職後3年以内の離職率の高さなどの問題が顕在化しています。
- 企業の経営の合理化、人口減少に伴う労働市場の人手不足感への対応などにより、非正規労働者の割合が依然として高水準となっています。
- 既存の産業を活かしつつ新たな産業集積を図ることにより、足柄地域全体の発展・活性化を目的として、足柄産業集積ビレッジ構想を進めています。

課 題

- 誰もが安心して働き続けられる環境をつくるため、関係機関と連携し、労働条件に関する法改正などについての啓発に努める必要があります。
- 勤労者の生活の安定を図るため、勤労者に対する融資制度や福利厚生の実施に努める必要があります。
- 企業立地によって、雇用の創出、地域経済の活性化などの波及効果が期待できることから、周辺環境に配慮しつつ、足柄産業集積ビレッジ構想に備え、時代に即した企業立地支援制度を調査研究し、企業誘致を図ります。

方 針

- 1 働く場の創出を進めます。
- 2 勤労者が働きやすい環境づくりを支援します。

詳細施策

① 働く場の創出

目 標

1 駅前通り線周辺地区土地区画整理事業により、新たな商業地の形成が期待されることや、足柄産業集積ビレッジ構想に備え、時代に即した企業立地支援制度を調査研究し、企業からの引き合いや相談件数の増加を目指します。

目標値

指 標	基準値	目標値
企業からの相談件数	— (2023 年度)	3件 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 企業立地によって、雇用の創出、地域経済の活性化などの波及効果が期待できることから、周辺環境に配慮しつつ、足柄産業集積ビレッジ構想に備え、時代に即した企業立地支援制度の充実を目指し、企業から相談に柔軟に取り組めます。

《優先度》

★★☆

主管課

産業振興課

詳細施策

②勤労者の支援

目 標

- 1 中小企業の従業員の福利厚生の充実を図り、勤労者が働きやすい環境づくりを整えるために、中小企業退職金共済制度を利用する事業者の増加を目指します。

目標値

指 標	基準値	目標値
中小企業退職金共済制度の申請事業者数(年間)	20 件 (2023 年度)	24件 (2028 年度)

主な取組、優先度

「主な取組」	「優先度」
◇ 労働条件、労使間の権利関係などに関する法改正や制度改正についての啓発に取り組みます。	★★☆
◇ 勤労者の住宅取得を支援するため、住宅資金利子補給制度を実施します。	★★☆
◇ 中小企業の従業員の福利厚生の充実を図るため、中小企業退職金共済制度への加入促進に取り組みます。	★★☆

主管課

産業振興課

施策★-1

協働・公民連携

現 況

- 開成町協働推進計画では、社会・地域課題や町民ニーズが複雑多様化する中、既存の枠組みにとらわれることなく、公共サービスを効率的かつ持続的に提供していくために、「多様な主体との協働」を掲げています。
- 高齢化の進行による社会経済活動の担い手不足や支援を必要とする人の増加、地域のつながりの希薄化等による孤独・孤立問題、地球温暖化が一因とされる気候変動による自然災害の激甚化など、本町を取り巻く社会・地域課題は複雑多様化しています。
また、デジタル技術の活用やゼロカーボンの推進、多様性の尊重は世界的にも重要なテーマとなっており、本町においても取り組みを進めていくことが求められています。
- このように、限られた行政の資源だけですべての課題に対応することは難しくなっており、高度な専門的知識や技術革新などを踏まえた新たな取り組みが不可欠となっています。また、それらの課題は、これまでのルールや仕組みでは解決できないケースも多いため、町民や企業等との連携を推進する必要があります。
- 町民や町民公益活動団体などが参画し、行政との協働事業として、町民フェスタの実施や協働のまちづくり応援事業等、様々な分野において連携したまちづくりを推進しています。
- 公民連携手法の一つである指定管理制度(PFI)の導入以降、現在では、ゼロカーボンの推進をはじめ、災害時支援、健康増進、地域の見守り活動等、複数の分野にまたがる包括連携協定などを締結し、各企業との公民連携によるまちづくりを進めています。

課 題

- 町民や町民公益活動団体などが、さらに参画しやすい環境づくりを総合的に進めていく必要があります。
- 企業等との包括連携協定締結後は、担当部署において個別に対応していますが、公民連携を進めるための知見に乏しいことや人的余裕がないこと等により、必ずしも地域課題の解決に結びついていない現状も見受けられます。
- 現在施行中である駅前通り線周辺地区土地区画整理事業においては、事業者等が有する資金、ノウハウ、専門知識、技術など、PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)手法を取り入れたまちづくりを進めていくことが必要不可欠であります。

方 針

- 1 町民一人ひとりが生き生きと、笑顔に満ちあふれたまちを実現するため、地域課題に対する様々な分野での協働推進に取り組めます。
- 2 公民連携によるまちづくりへの参画機会の拡大を図り、実践的な取組を通じて共創によるまちづくりへの取組を進めます。

詳細施策 ① 参画と協働のさらなる推進

目 標

協働によるまちづくりの推進

- 1 町民の多様なニーズに対応した、きめ細かなサービスを行うため、町民と行政との協働によるまちづくりを進めます。

目標値

指 標	基準値	目標値
町民参画・協働が進んでいると町民が実感している割合	13.2% (2023 年度)	25% (2028 年度)

主な取組、優先度

「主な取組」	「優先度」
◇ 町民のニーズに的確に対応したまちづくりを進めるため、町民や企業などとの協働の仕組み作りを推進します。	★★★
◇ 町民公益活動団体と行政との協働を進めるため、提案型協働事業などの取り組みを進めます。	★★☆
◇ デジタル等を活用した更なる活動機会の創出など、若者への協働意識の啓発の強化を進めます。	★★☆

主管課

地域防災課

詳細施策

② 公民連携の推進

目 標

公民連携の推進

- 1 企業等が有するノウハウ、専門知識を生かして、町民サービスの質の向上や行政コスト削減による、新たな町民サービスの提供に努めていきます。

目標値

指 標	基準値	目標値
公民連携事業の実績(仮)	0 (2023 年度)	1 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 地域課題の解決に向けた公民連携を推進するため、企業がまちづくり活動へ参加しやすい機会の創出と企業が持つ資源やノウハウを活用した取組の加速化を図ります。
- ◇ 企業と行政や自治会、町民公益活動団体との交流を促進するなど、企業による地域貢献活動を支援します。

《優先度》

★★★

★★☆

主管課

地域防災課

施策★-2 スマートシティ・DX

現 況

- 近年、AI、5G、クラウド等の技術革新は、人々の経済活動や働き方、ライフスタイル・健康・医療などの様々な分野にまで大きな影響を与えています。
- 政府は、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年 12 月 25 日閣議決定)を策定し、デジタル社会の将来ビジョンに「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることとしています。
- 政府は、デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とする「デジタル庁」を令和3年9月に設置しました。
- 総務省は、自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画を令和2年 12 月 25 日に策定し、デジタル社会の構築に向けた取組を全自治体において着実に推進していくこととしています。
- 本町では、令和2年5月の新庁舎での業務開始を契機に、柔軟かつ最適化されたネットワーク環境を構築しており、このネットワーク環境を基盤に、デジタル技術の活用による町民サービスの利便性向上や職員の生産性向上に積極的に取り組んでいます。

課 題

- 我が国の生産年齢人口は、約 7,400 万人(2022 年)から 2050 年の推計では約 5,500 万人へと約 1,900 万人の減少が見込まれており、公共サービスの提供が困難になることが予想されることから、デジタルを最大限に活用して公共サービスを維持していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症拡大への対応において、行政において一貫したデジタル完結ができないこと、組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなどの課題が明らかになり、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していくDXが求められています。

方 針

- 1 デジタル技術を活用し、町民サービスの利便性向上と業務の効率化をより一層推進します。

詳細施策

① 自治体 DX の推進

目 標

1 デジタル技術の活用により人的資源の重点化が図られた状態

デジタル技術の活用による町民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保します。

目標値

指 標	基準値	目標値
電子申請が可能な行政手続数	67 件 (2023 年度)	100 件 (2028 年度)
電子決裁可能文書の電子決裁率	0% (2023 年度)	100% (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》	《優先度》
◇ 行政手続のオンライン化を進めるとともに、「書かないワンストップ窓口」など、町民との接点(フロントヤード)の改革を進めます。	★★★
◇ 多様化・複雑化する行政ニーズに対応したきめ細かな相談支援を行うこと、町民及び職員の負担軽減を図ること、関係機関間で迅速に情報共有・活用を図ること等のため、デジタル技術の活用及びデータの利活用を推進します。住民に信頼される行政サービスの運営に向けて、情報セキュリティの対策を徹底します。	★★★
◇ 業務効率化を図るため、生成AIなどの最新のデジタル技術の活用や文書管理システムなどの新たな業務システムの整備を推進します。	★★★
◇ 職員一人ひとりのライフステージに合った柔軟な働き方を実現するため、テレワークの活用を推進します。	★★★
◇ 自治体情報システムの標準化・共通化に対応するため、標準準拠システムへの移行を円滑に進めます。	★★★
◇ 既存の業務プロセスの工程や処理時間を見える化し、AIやRPA等のICTの活用による自動化のほか、不要なプロセス・書類の省略などにより業務の効率化につなげるため、BPRの手法を用いた業務分析の取組を進めます。	★★☆
◇ 公金収納における eLTAX の活用を積極的に進めるなど、税務DXを推進します。	★★☆

- | | |
|--|-----|
| ◇ デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及促進・利用促進を図ります。 | ★★☆ |
| ◇ ガバメントクラウドの利活用、新たな町民サービスの提供、高度化・巧妙化しているサイバー攻撃への対応を可能とするため、最新のセキュリティ関連技術を踏まえ、全体最適かつ効率的なネットワーク環境を構築します。 | ★★☆ |
| ◇ 誰一人取り残されないデジタル社会を実現するため、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けた取組を進めます。 | ★★☆ |
| ◇ 町民の利便性向上を図るとともに、民間事業者のサービス創出を促進するため、本町の保有するデータのオープンデータ化を進めます。 | ★★☆ |
| ◇ 国による法令等の点検・見直しの動きを踏まえ、条例等に基づく町独自のアナログ規制について、国で定める「構造改革のためのデジタル原則」への適合性の点検、規制の見直しに取り組みます。 | ★★☆ |

主管課

総務課

施策★-3 (広報広聴・シティプロモーション)

現 況

- 多様なメディアや対話の場を活用し、町からの情報発信と町民からの情報収集に努め、町民と行政の情報共有を図っています。
- 都会でも田舎でもない居心地のよさを表現した「田舎モダン」をコンセプトに、町の魅力の発信・浸透に努めています。

課 題

- 発信する情報の質を高めつつ、確実に町民へ届けるとともに、まちづくりへの参画促進や町政への満足度を把握するための広聴活動を進める必要があります。
- 町からの魅力の発信がファンを生み、そのファンがまた魅力を発信するという好循環を生み出すとともに、定住人口・交流人口の拡大に直接結びつけるための訴求が必要です。

方 針

- 1 町と町民との双方向のコミュニケーションを充実させながら、協働で創り上げる「プラットフォーム型広報」に発展させます。
- 2 移住・定住や関係人口創出などの目的ごとにターゲットを明確にした、有効性が高いシティプロモーションを推進します。

詳細施策

① 広報・広聴活動の充実

目 標

- 1 町民一人ひとりに効果的なアプローチで情報を届けます。
- 2 町民ニーズを的確に把握するとともに、町政への関心を高めます。

目標値

指 標	基準値	目標値
プッシュ型 SNS の登録者数	(2023 年度)	(2028 年度)
町政への提案・意見の数	(2023 年度)	(2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 広報メディアごとの特性を生かし、行動変容・意識変容につながる情報発信をします。
- ◇ 町と町民がコミュニケーションを図るためのメディアや機会の充実により、自発的に町政への意見・提案を寄せられる環境を整えます。

《優先度》

☆☆☆

☆☆☆

主管課

企画政策課

詳細施策

② シティプロモーションの推進

目 標

- 1 潜在的な「開成町ファン」に積極的にアプローチします。
- 2 町民の町に対するエンゲージメントを高めます。

目標値

指 標	基準値	目標値
ストック型メディアの総 PV 数	(2023 年度)	(2028 年度)
開成町に住み続けたいと思う町民の割合	(2023 年度)	(2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 実際に町を訪れたり、住んだりしたときのイメージを喚起させるため、町民参加型のメディアプラットフォームを活用したシティプロモーションを推進します。
- ◇ 全政策分野の取組において、常に町民の満足度の向上や町外への訴求を意識したサービス提供を徹底します。

《優先度》

☆☆☆

☆☆☆

主管課

企画政策課

施策★—4 (組織・人材)

現 況

- 社会経済情勢の変化とともに住民ニーズは多様化し、行政課題は複雑化・高度化しています。
- 令和2年5月の新庁舎でのワンストップサービスの充実にあわせ、3年間接遇力の向上を図ってきています。
- 職員の資格取得の奨励や自主研究グループへの補助など自己啓発的な学習意欲の啓発を助長し、町行政への参画意識を高め、職員相互の協力関係及び公務能率の増進を図っています。
- 平成31年に開成町人材育成基本方針を定め、職員研修・人事・労働安全衛生に努めてきています。

課 題

- 行政課題の複雑化、高度化が進んでいることから、この課題に対し、迅速、的確かつ柔軟に対応する機能的な組織であり続けなければならない、組織体制や運営の見直しに継続的に取り組む必要があります。
- 自治体 DX 化の推進に対して、職員のデジタル技術に対する職員の理解やスキルが追いつかず、また、庁内で推進していくための専門人材の確保が困難な状況にあります。
- 民間企業の給与の引き上げに伴い、高度なスキルを持つ優秀な人材を引き付けるのが困難です。また、職員の待遇改善にも制約があるため、定着率の低下や長期間の雇用確保が課題となっています。
- 常に最新の知識や技術を学び続けることが求められる現代社会で、継続的な教育や研修への支援が必要です。また、より効果的・効率的かつ職員が受けやすく、自主的・主体的な研修体制の構築が必要です

方 針

- 1 行政力を最大限に発揮できる体制をつくります。
- 2 IT スキルを持つ新規職員の積極的な採用と既存職員の IT スキル習得を支援します。

⇒DX 推進に必要な人材を確保しつつ、既存職員のスキルの整理と更新を行うことで、組織全体としてのデジタル対応力を高めます。これにより自治体を持つべき公共サービスの提供能力を向上させるとともに効率性を向上させワークライフバランスを充実させ長期雇用・雇用確保を図る。

詳細施策

① 行政課題に対応できる組織づくり

目 標

- 1 基本構想に掲げる将来像や基本計画の目標を実現するための組織体制をつくります。

目標値

指 標	基準値	目標値
基本計画で設定した目標に到達した割合 (%)	- (2023 年度)	100% (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 時代の変化に合わせた住民ニーズを的確に把握し、多様化する行政課題に迅速に対応するため、効率的で機能性を重視した行政運営を推進します。
- ◇ 課の統廃合や必要に応じ新たな課を新設する等、適宜、組織を見直します。

《優先度》

★★★

★★☆

主管課

企画政策課

詳細施策 ② 人材の確保・育成・活用

目 標

- 1 デジタルリテラシーが高い状態
全職員のデジタルリテラシーを向上させます。
- 2 ワークライフバランスが充実した状態
有給休暇の取得日数を向上させます。

目標値

指 標	基準値	目標値
デジタルに関する研修受講者割合	－ (2023 年度)	50% (2028 年度)
有給休暇平均取得日数	13.5 日 (2023 年度)	15 日 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》	《優先度》
◇ DX・情報化に関する研修を実施します。	★★★
◇ デジタル人材の採用や外部の専門家やIT企業との協働・連携を図ります。	★★★
◇ いつでもどこでも学べるよう、オンライン学習コンテンツ等を活用した学習環境を整備します。	★★★
◇ 意欲や適性を生かした専門性を高める人員を配置します。	★★☆
◇ 業務改善への活用を見据え、ノーコード・ローコードツールを用いたワークショップ型研修を実施します。	★★☆

主管課

総務課

施策★—5 財政運営

現 況

- 人口増に伴い、町税等の一般財源総額は増加傾向にあります。
- 少子高齢化及び子ども医療費制度の拡大等により義務的経費(特に扶助費)は増加傾向にあります。
- 公債費及び町債残高は増加傾向にあります。
- 公債費は今後も増加が見込まれます。
- 健全化判断比率は回復傾向にあります。
- 普通交付税交付団体であり、今後もこれが継続する見込みです。
- 交付税措置のある地方債メニューが増加しています。
- 公共施設の老朽化が進んでいます。

課 題

- 大規模事業に伴う町債借り入れが町財政に及ぼす影響が大きい状況となっています。
- 法人町民税収が大手 1 社に大きく左右されます。
- 少子高齢化の進行による扶助費の増加が懸念されます。
- 経常経費及び経常収入に係る補正予算が常態化しています。
- 公共施設の老朽化に伴う維持管理費及び改修費の増加が懸念されます。

方 針

- 1 義務的経費の増加に対応し、健全な財政状況の維持を目指します。
- 2 公共施設の計画的な維持管理を行うことで、経費の縮減と平準化を図ります。

詳細施策

① 持続可能な財政運営

目 標

- 1 政策的経費が平準化された状態
- 2 経常経費の削減及び経常収入の確保できた状態

目標値

指 標	基準値	目標値
実質公債費比率	5.0 (2022年度)	12.5 未満 (2028 年度)
経常経費削減及び経常収入確保の取組 の効果額(4年間の累計)	－ (2023 年度)	4,000 万円 (2028 年度まで)
経常収支比率	89.4(県平均 96.7) (2022 年度)	県平均値未満 (2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 普通交付税措置のある地方債を最大限活用しつつ、それ以外の地方債の発行を抑制することで、交付税措置によるメリットを確保しながら公債費の縮減を図ります。
- ◇ 積立金の一部を運用することにより、財産収入の増を図ります。
- ◇ 予算編成における事業所管課の自律性を確保し、選択と集中による費用対効果の最大化を図るため、枠配分方式による予算編成を継続します。

《優先度》

★★★

★★☆

★★★

詳細施策

② ファシリティマネジメントの推進

目 標

- 1 公共施設のライフサイクルコストが低減され、臨時的経費が平準化された状態。
- 2 公共施設の機能や配置が適正化された状態。

目標値

指 標	基準値	目標値
公共施設の延床面積	4.49 万㎡ (2023 年度)	縮減 (2028 年度)

主な取組、優先度

≪主な取組≫

- ◇ 開成町公共施設等総合管理計画、個別施設計画に沿って公共施設の複合化や統廃合について検討します。
- ◇ 予防保全による計画的な維持管理を行うことで、施設の長寿命化、維持管理コストの削減及び平準化を図ります。
- ◇ 公共施設の機能や適性な配置について検討するため、利用状況調査を実施します。

≪優先度≫

★★★

★★☆

★★☆

主管課

財務課

施策★—6 (広域連携)

現 況

- 町民の生活圏域は、交通インフラや情報ネットワークの整備、ライフスタイルの変化などによって、町域を越えて広がっています。
- 本町では、ごみ処理、し尿処理、消防などのさまざまな分野において近隣市町と共同処理を行うとともに、防災や観光をテーマにした広域連携、都市間交流を進めています。
- 県西地域においては、2市8町で構成する神奈川県西部広域行政協議会における取組などを通じて、広域的な行政課題の解決に取り組んできました。
- 国では、複数の市町村で構成する「圏域」を新たな行政主体として法制化し、圏域内の市町村が連携して行政サービスを担う態勢を整備する議論が始まっています。

課 題

- 行政課題の複雑化、高度化が進んでいることから、基礎自治体が直面する様々な課題を解決し、さらなる町民サービスの向上を図るため、市町村の枠組みを越えた広域連携の充実を図る必要があります。
- 人口減少が進む中で職員の確保が難しくなるなど自治体の経営資源の制約が厳しくなるとともに、引き続き、社会保障関係費や公共施設の修繕費の増大が進むことが予測されることから、事務効率の向上や経費節減の観点から、より一層、広域連携を進める必要があります。
- 廃棄物焼却施設やし尿処理施設の老朽化などが進んでおり、従来から共同処理を行ってきた分野についても、さらなる広域化を検討する必要があります。
- 酒匂川の治水、富士山噴火への対策などの充実を図るため、神奈川県や近隣市町との連携を強化するとともに、県域を越えた広域連携を推進する必要があります。
- さまざまな歴史や文化を持つ他の都市との交流は、災害時の相互応援体制の整備などのほか、本町だけでは得ることのできない取組や体験、情報を得る機会をもたらし、町民の豊かな心を育む役割を果たしていることから、他の地域の都市との交流を推進する必要があります。

方 針

- 1 関係市町村との広域的な連携により、町民サービスの向上や行政運営の効率化・高度化を図ります。

詳細施策

① 広域連携の推進

目 標

1 近隣市町村と連携を図ることで、町民サービスが向上されるとともに、行政運営が効率化される状態をめざします。

目標値

指 標	基準値	目標値
広域連携事業の数	(2023 年度)	(2028 年度)

主な取組、優先度

《主な取組》

- ◇ 高度化、複雑化する広域的な行政課題の解決策に向けて、足柄上郡5町、足柄上地区1市5町、県西地域2市8町などの広域組織を構成する市町と共同して調査・研究を進めます。
- ◇ 神奈川県や県内市町村と連携し、行政サービスの持続可能な提供体制の構築に向けた調査・研究を進めます。
- ◇ 災害時の相互応援体制の強化や子どもの体験学習の充実などを図るため、都市間交流を推進します。

《優先度》

★★★

★★☆

★★☆

主管課

企画政策課